

閲覧

第2期大泉町 子ども・子育て支援事業計画(素案)

令和2（2020）年度～令和6（2024）年度

令和元（2019）年 12 月

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	3
2	計画の基本事項	4
2-1	計画の対象	4
2-2	計画の位置づけ	4
2-3	計画の期間	5
2-4	計画の策定体制	5

第2章 大泉町の子どもと家庭を取り巻く現状

1	大泉町の現状	9
1-1	家庭と地域の現状	9
1-2	教育・保育環境の現状	13
1-3	母子保健の現状	20
2	アンケート調査結果にみる子育てに関する意向	22
2-1	調査の実施概要	22
2-2	子どもの育ちをめぐる環境について	23
2-3	定期的な教育・保育サービスの利用について	27
2-4	不定期や宿泊を伴う教育・保育サービスの利用について	31
2-5	放課後、日常生活の過ごし方について	33
2-6	保護者の就労状況	36
3	前計画の実施状況	37

第3章 計画の基本的な考え方

1	大泉町の子育てに関わる課題	45
2	計画の基本理念	46
3	計画の基本的な視点	47
4	計画の基本方向	49
4-1	基本目標	49
4-2	計画の施策体系	50
5	計画の推進	51

第4章 施策の展開

基本目標 1 子どもがいきいきと育つ まちづくりの推進.....	55
1-1 親と子の健康の確保.....	55
1-2 障害のある子どもとその家庭への支援.....	57
1-3 支援の必要な児童・家庭への対応.....	58
1-4 子どもの人権擁護の推進.....	59
基本目標 2 心身の健やかな成長に資する 教育環境づくりの推進.....	60
2-1 学校教育の充実.....	60
2-2 放課後の居場所づくり.....	61
2-3 家庭や地域による子育て力・教育力の向上.....	62
基本目標 3 安心して子どもを育てることができる 環境づくりの推進.....	63
3-1 子育て支援のネットワークづくりの充実.....	63
3-2 子育て家庭への経済的支援の充実.....	64
3-3 子育てを支援する環境・安全の確保.....	66
基本目標 4 地域が支えあい子育てをする まちづくりの推進.....	67
4-1 地域における子どもの居場所づくりの推進.....	67
4-2 仕事と家庭を両立するための支援.....	68
4-3 地域の人材、施設、社会資源を活用した子育て支援.....	69

第5章 幼児期の教育・保育の提供体制

1 基本的な事項.....	73
1-1 教育・保育提供区域の設定.....	73
1-2 推計人口.....	73
1-3 保育の必要性の認定.....	75
1-4 幼児期の教育・保育の内容と提供体制.....	75
2 事業ごとの確保の方策.....	77
2-1 教育・保育事業.....	77
2-2 地域子ども・子育て支援事業.....	81

資料編

1 大泉町子ども・子育て会議条例.....	87
2 大泉町子ども・子育て会議委員名簿.....	89
3 計画策定経緯.....	90
4 用語集.....	91

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の総人口は2008（平成20）年の1億2,808万人をピークに減少傾向にあり、少子高齢化も急速に進んでいます。

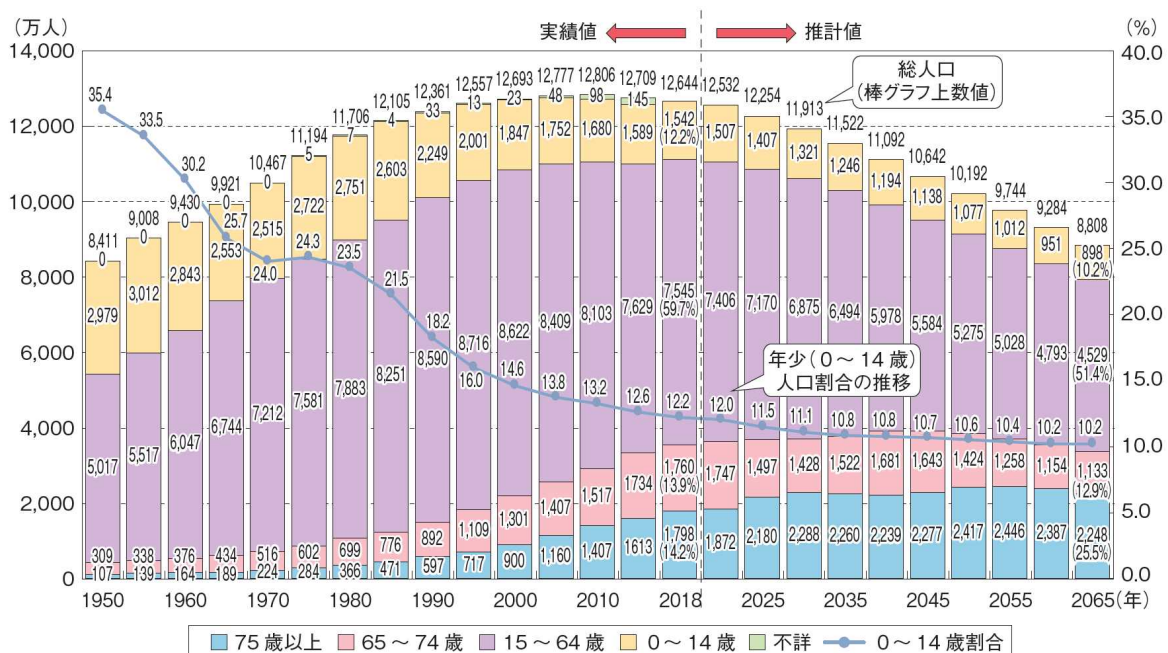
国は少子化対策、女性の社会進出を支援する取組として、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を含む“社会保障と税の一体改革”にかかる関連8法案が成立し、医療・介護・福祉・子育ての社会保障4分野を重点的に改革する道筋が示されました。そして、2015（平成27）年度から「子ども・子育て支援新制度」が導入されました。

これを受けて、全国の市町村では、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に応じた『質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供』、『保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善』、『地域の子ども・子育て支援の充実』に取り組んできました。

本町でも、子ども・子育て関連3法の成立を受けて、「大泉町子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：平成27年から平成31年度（以下、「前計画」といいます。))を策定し、就学前の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要に応じた提供体制の確保のほか、内包した次世代育成支援対策行動計画に基づき、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施してきました。

このたび、「大泉町子ども・子育て支援事業計画」の計画期間満了を迎え、計画策定後の子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」、「子育て安心プラン」の内容や方向性を踏まえる必要があるとともに、さらなる少子化の進行や有配偶女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するため、「第2期大泉町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」といいます。）を策定します。

図表 我が国の総人口及び人口構造の推移と見通し



出典：内閣府「令和元年版少子化社会対策白書」

2 計画の基本事項

2-1 計画の対象

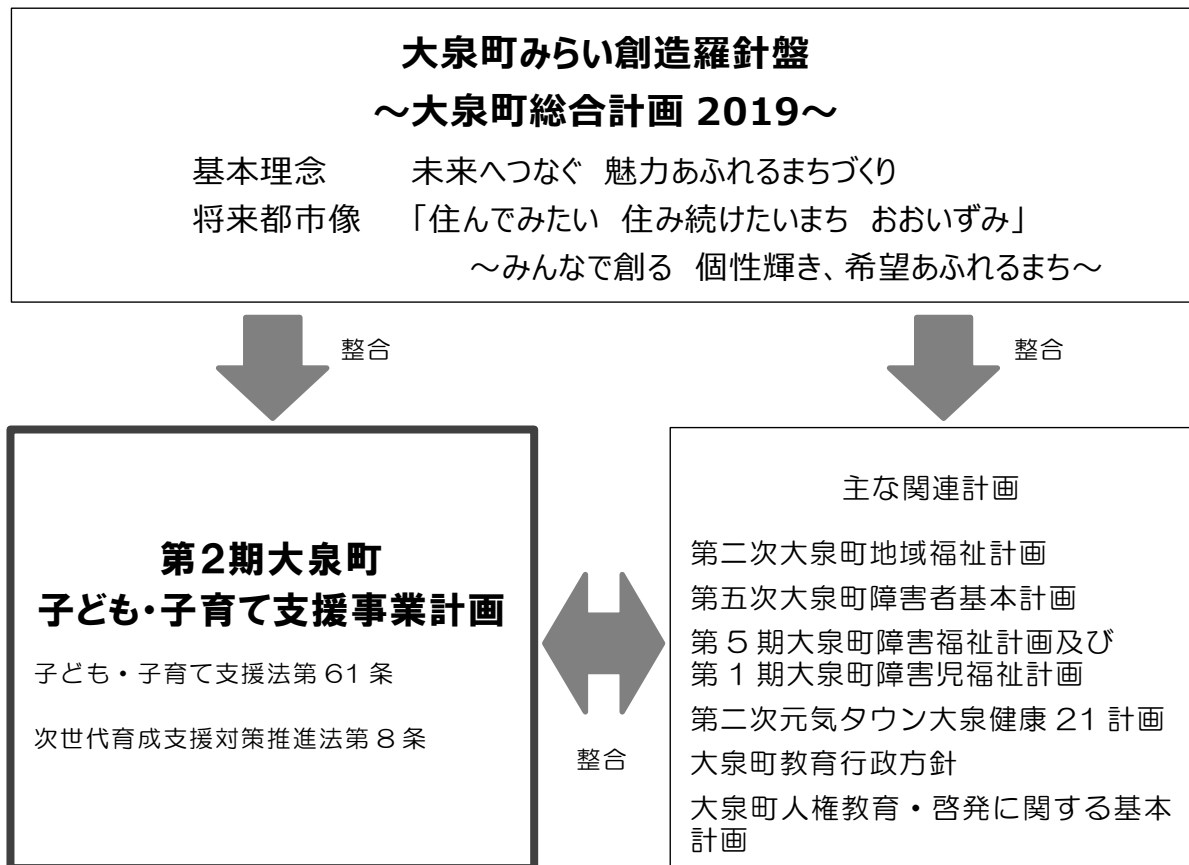
本計画の対象は、町内のすべての子どもとその家族、地域住民とします。また、「子ども」とは、おおむね 18 歳未満を対象としています。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行うこととします。

2-2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条の「市町村子ども・子育て支援事業計画」とともに、次世代育成支援対策推進法第 8 条の「市町村行動計画」として位置づけられます。

「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～」を上位計画とし、令和元（2019）年度に終了する「第 1 期大泉町子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、子どもの福祉や教育に関する各種計画との整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく教育・保育、子育て支援施策を計画的に実施するために定めたものです。



2-3 計画の期間

本計画の期間は、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年とします。

ただし、計画期間の中間年度を目安として、情勢の変化を考慮し、必要な計画の見直しを行います。

平成 27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)
第1期計画									
		中間 見直し			本計画（第2期計画）				
							中間 見直し		

2-4 計画の策定体制

（1）大泉町子ども・子育て会議

本計画は、「子ども・子育て支援法」第77条の規定に基づく「大泉町子ども・子育て会議」にて、委員の意見を聴取して策定しました。

同会議は、本町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項（本計画に掲げる事項）及び施策の実施状況（計画の進捗管理）について、調査・審議します。

（2）アンケート調査及びパブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、子育て中の住民の子育てに関する意識やニーズ等の動向を把握するため、平成31（2019）年1月に「大泉町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

また、更に広範な住民の意見を反映させるため、計画素案を広く公表し、パブリックコメントを実施しました。

第2章

大泉町の子どもと家庭を取り巻く現状

1 大泉町の現状

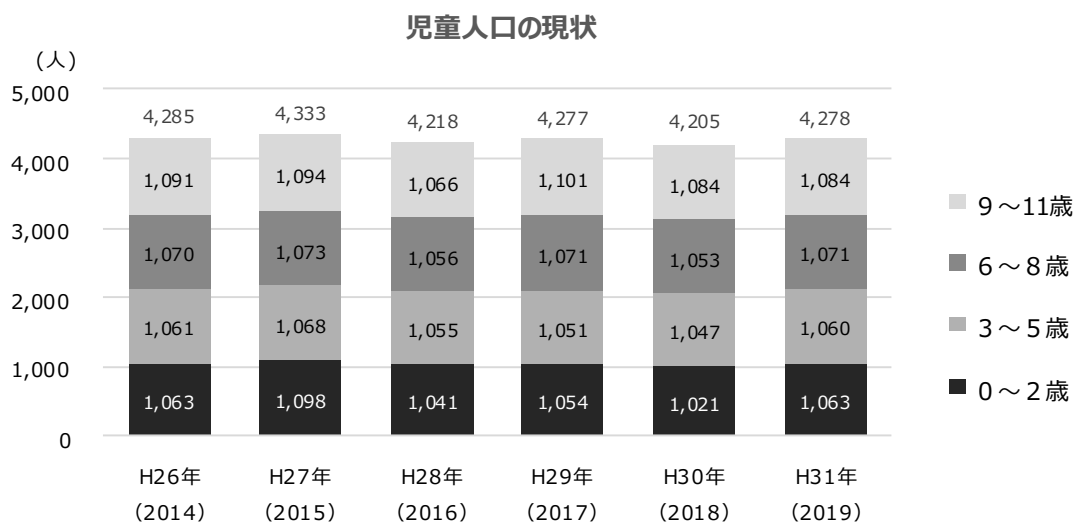
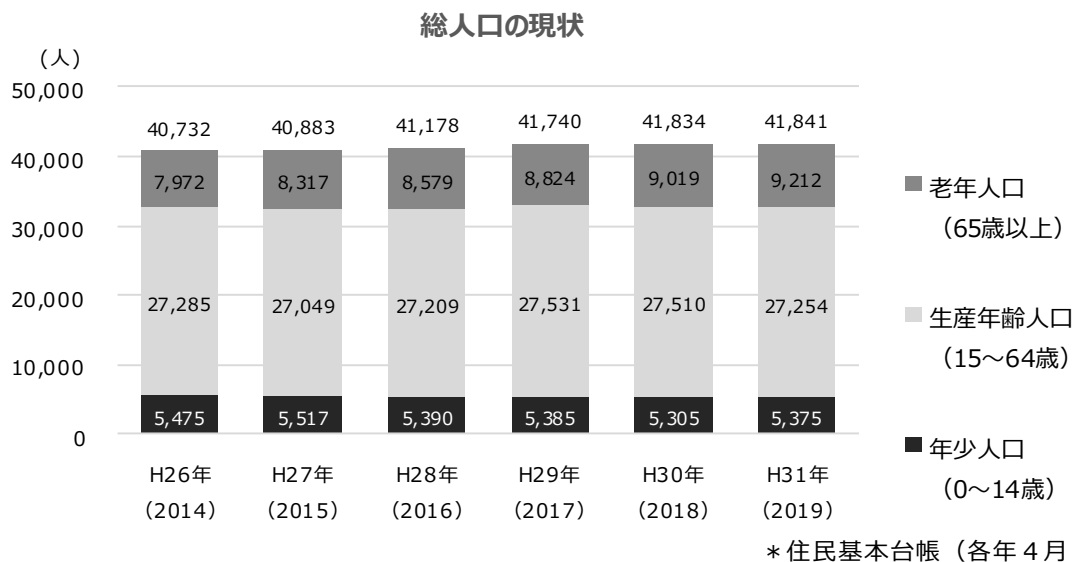
1-1 家庭と地域の現状

(1) 総人口・児童人口（0～11歳）

平成31（2019）年4月1日と平成26（2014）年4月1日を比べると、総人口は1,109人増加しています。

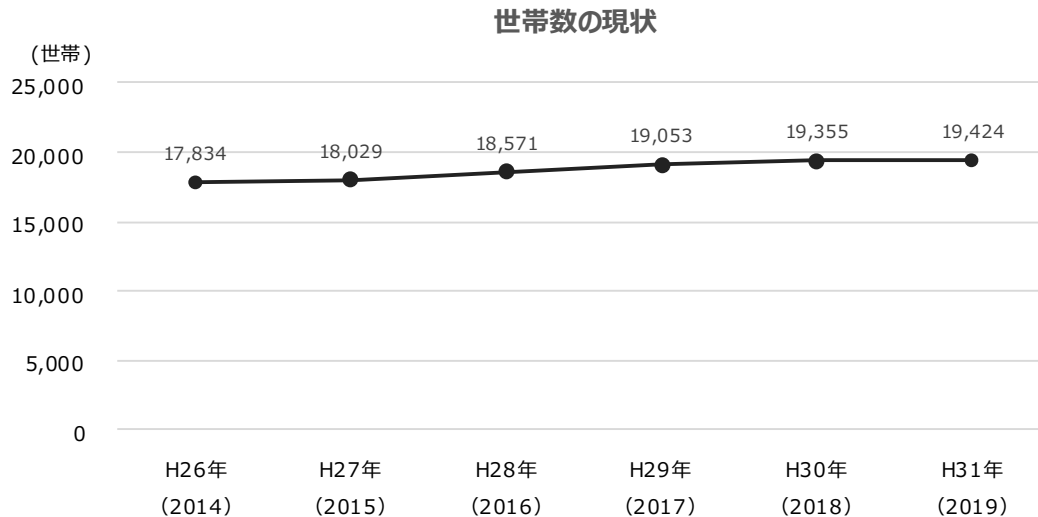
年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）はほぼ横ばいで推移していますが、老年人口（65歳以上）の増加がみられ、高齢化率は上昇しています。

平成31（2019）年の児童人口の内訳は、0～2歳1,063人、3～5歳1,060人、6～8歳1,071人、9～11歳1,084人となっています。



(2) 世帯数

平成 31 (2019) 年と平成 26 (2014) 年を比較すると、1,590 世帯増加しています。総人口から計算すると、平成 31 (2019) 年の一世帯あたり人員は 2.15 人となっています。

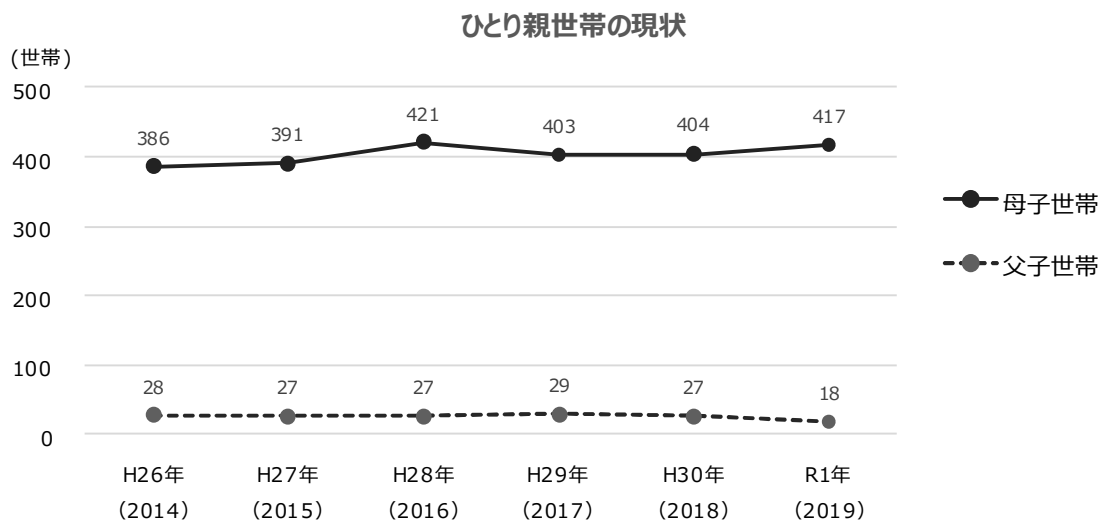


* 住民基本台帳 (各年 4 月 1 日現在)

(3) ひとり親家庭

母子家庭は、平成 26 (2014) 年の 386 世帯から令和元 (2019) 年の 417 世帯、31 世帯、8.0%の増加となっています。

一方、父子家庭は平成 26 (2014) 年の 28 世帯から令和元 (2019) 年の 18 世帯、10 世帯、35.8%の減少となっています。



(各年 10 月 1 日現在)

（４）児童のいる世帯

平成 27（2015）年の児童のいる世帯の世帯型構成比をみると、「核家族世帯」は「6歳未満の子どもがいる一般世帯」では 77.1%、「18歳未満の子どものいる一般世帯」では 71.4%と7割を超えています。

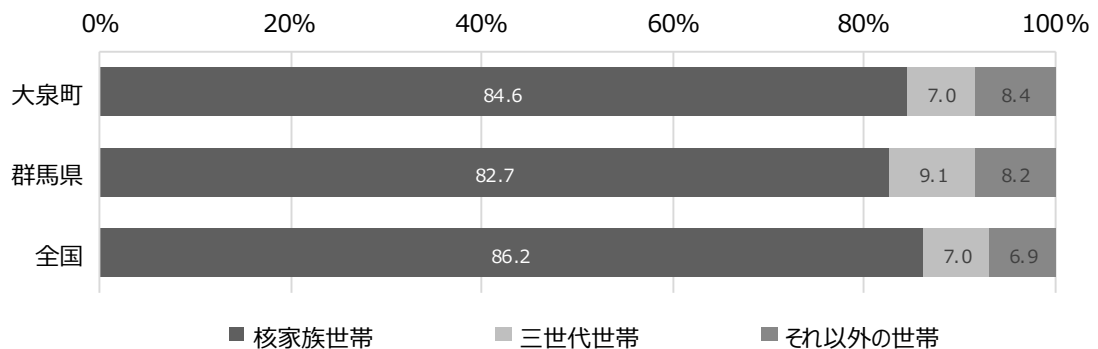
「6歳未満の子どもがいる世帯」について群馬県と比べると、「核家族世帯」が群馬県より 1.9 ポイント高く、逆に「三世帯世帯」は群馬県より 2.1 ポイント低くなっています。

また、「6歳未満の子どもがいる世帯」について全国と比べると、「核家族世帯」が全国より 1.6 ポイント低く、「三世帯世帯」は同じ数値となっています。

（単位：世帯）

		一般世帯総数		6歳未満の子どもの いる一般世帯		18歳未満の子どもの いる一般世帯	
核家族世帯		4,767	26.4%	1,244	77.1%	2,837	71.4%
三世帯世帯		557	3.1%	113	7.0%	320	8.1%
上記以外の世帯		12,726	70.5%	257	15.9%	814	20.5%
再掲	母子世帯	384	2.1%	87	5.4%	297	7.5%
	父子世帯	53	0.3%	5	0.3%	48	1.2%
合計		18,050	100.0%	1,614	100.0%	3,971	100.0%

※平成 27 年国勢調査



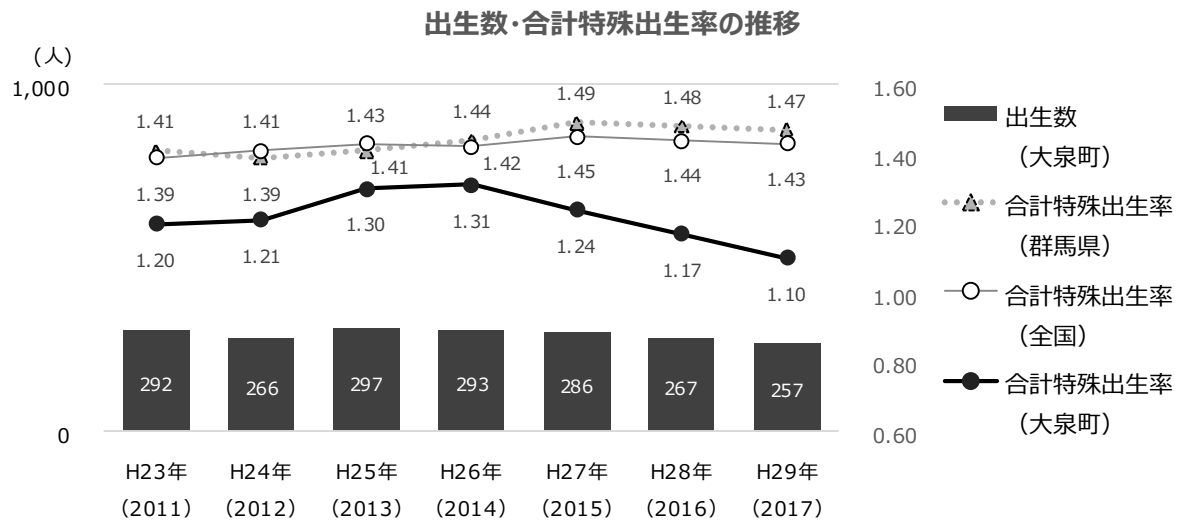
6歳未満の子どもがいる世帯の現状

* 平成 27 年国勢調査

(5) 出生数・合計特殊出生率

出生数は、300 人弱を推移していましたが近年、減少傾向がみられ、平成 29（2017）年は 257 人となっています。

合計特殊出生率は、平成 23（2011）年の 1.20 から平成 29（2017）年では 1.10 となり、減少が続いています。また、全国や群馬県の合計特殊出生率と比べ、低い値で推移しています。



1-2 教育・保育環境の現状

(1) 保育園

①入所児童数等

保育園は、公立が3園（南保育園、北保育園、西保育園）、私立が3園（みよし保育園、坂田保育園、エンゼル保育園）となっています。

平成31年（2019）年4月1日現在、入所児童数は646人（公立319人、私立327人）となっています。定員充足率は全体で91.4%となっております。

		H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)
保育園数 (か所)	公立	3	3	3	3	3
	私立	3	3	3	3	3
	計	6	6	6	6	6
定員数 (人)	公立	380	380	380	380	380
	私立	330	330	330	330	330
	計	710	710	710	710	710
入所児童数 (人)	公立	326	307	309	311	319
	私立	318	312	334	330	327
	計	644	619	643	641	646
	0歳児	35	22	34	34	36
	1～2歳児	230	226	239	225	234
	3～5歳児	379	371	370	382	376
定員充足率 (%)	公立	85.7	80.7	81.3	81.8	83.9
	私立	96.3	94.5	101.2	100	99.0
	全体	91.0	87.6	91.2	90.9	91.4

※各年度4月1日現在

②保育の実施時間の現状

町内の保育園全6園のうち、4園で7時30分から18時30分までの11時間保育を実施しています。

みよし保育園では7時20分から18時30分まで、エンゼル保育園では7時30分から19時30分までの保育を実施しています。

③0歳児保育の現状

0歳児保育は、町内保育園6園すべてで実施しています。

④障害児保育の現状

障害児保育は、公立・私立すべての保育園で実施しています。令和元年5月1日現在、障害児保育児童数は計5人となっています。

		H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R 1 年度 (2019)
公立	実施園数	3	3	3	3	3
	利用児童数 (人)	5	4	2	0	2
私立	実施園数	3	3	3	3	3
	利用児童数 (人)	0	2	3	3	3
合計	実施園数	6	6	6	6	6
	利用児童数 (人)	5	6	5	3	5

※各年度 5 月 1 日現在

⑤一時預かり事業の現状

保護者の傷病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭保育が困難となった場合に児童を預かる一時保育は、みよし保育園、坂田保育園、エンゼル保育園の3園で実施しています。令和元年度の延べ利用見込み人数は 660 人となっています。

	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R 1 年度 (2019)
実施園数 (か所)	3	3	3	3	3
延べ利用人数 (人)	435	828	432	530	660

※令和元 (2019) 年度は見込み

⑥病児保育事業の現状

保育中に体調不良となった児童を保育園で看護師が緊急的な対応をとる体調不良児対応型の病児保育事業は、エンゼル保育園、みよし幼稚園、みよし第二幼稚園で実施しています。令和元 (2019) 年度の延べ利用人数は 640 人を見込んでいます。

	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R 1 年度 (2019)
実施か所数 (か所)	1	1	1	3	3
延べ利用人数 (人)	170	197	239	747	640

※令和元 (2019) 年度は見込み

(2) 幼稚園

幼稚園は、みよし幼稚園、聖クララ幼稚園の2園でしたが、平成28年度からみよし幼稚園が認定こども園となったため、現在は聖クララ幼稚園のみとなっています。令和元（2019）年度の入園児童数は39人、利用率は37.1%となっています。

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
幼稚園数（か所）	2	1	1	1	1
定員数（人）	180	105	105	105	105
入園児童数（人）	116	35	38	37	39
満3歳児	0	0	0	0	0
3歳児	29	11	13	12	11
4歳児	37	13	13	14	15
5歳児	50	11	12	11	13
利用率（%）	64.4	33.3	36.1	35.2	37.1

※各年度5月1日現在

※3歳児：4月1日時点で3歳になっている児童

※満3歳児：4月1日時点では2歳であり、5月1日時点では3歳児となっている児童

(3) 認定こども園

教育・保育を一体的に行う（幼稚園と保育園の両方の特徴をあわせ持つ）施設である認定こども園は、松原幼稚園、えのき幼稚園、みよし幼稚園、みよし第二幼稚園の4園となっています。令和元（2019）年度の入園児童数は530人、利用率は58.5%となっています。

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
認定こども園数（か所）	3	4	4	4	4
定員数（人）	780	905	905	905	905
入園児童数（人）	413	499	509	525	530
0歳児	0	0	0	1	0
1歳児	2	0	7	21	23
2歳児	15	15	19	24	28
3歳児	127	153	151	158	151
4歳児	132	165	158	159	165
5歳児	137	166	174	162	163
利用率（%）	52.9	55.1	56.2	58	58.5

※各年度5月1日現在

（４）認可外保育施設

認可外保育施設は、園庭の広さなど、さまざまな設置基準の関係で国の認可を受けていない施設ですが、保育士の人数・保育面積・設備等で一定の基準を満たし、県知事に設置を届ける必要があります。現在、下表に示した４施設があります。

施設名	所在地	開所時間				対象年齢
		受入時間	時間外	土曜日	休日	
INSTITUTO EDUCACIONAL GENTE MIUDA (ジェンテミウダ)	大泉町大字古氷 21 番地	6 : 00～ 20 : 00	無	有	有	0 ～ 18 歳
日伯学園(INSTITUTO EDUCACIONAL CENTRO NIPPO BRASILEIRO)	大泉町西小泉 一丁目 12 番 17 号	7 : 00～ 19 : 00	有	有	有	1 ～ 18 歳
ベルキッズ株式会社	大 泉 町 寄 木 戸 1677 番地の 1	7 : 00～ 20 : 00	無	有	無	0 ～ 12 歳
ミニムンド	大泉町朝日 二丁目 22 番 8 号	7 : 00～ 20 : 00	無	無	有	1 ～ 5 歳

（５）放課後学童クラブ

放課後学童クラブは９か所で実施されており、平成 31（2019）年度の登録児童数は 582 人となっています。

	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	H31 年度 (2019)
放課後学童クラブ数	7	8	8	8	9
登録児童数（人）	460	508	545	553	582
1 年生	138	148	167	156	153
2 年生	139	129	139	150	145
3 年生	106	115	116	109	129
4 年生	53	63	79	76	83
5 年生	23	37	33	44	46
6 年生	1	16	11	18	26

※各年度 4 月 1 日現在

（６）地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センター事業は、在宅乳幼児とその保護者を対象に、育児不安に対する相談指導や親子のふれあい遊びなどを通じて、子育て支援をする事業です。みよし保育園とエンゼル保育園に委託して実施しています。

また、児童館でも、赤ちゃん広場、親子教室などにより、子育て支援を行っています。

（７）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人（おねがい会員）と行いたい人（まかせて会員）が会員となり、ファミリー・サポート・センターを通じて育児の助け合いを有料で行う事業です。平成25年4月からNPO（特定非営利活動）法人「いちご」に委託して実施しています。

平成31年4月1日現在、おねがい会員は404人、まかせて会員は86人、おねがい会員とまかせて会員両方を兼ねる会員（どちらも会員）は13人となっています。平成30年度において、就学前児童の年間延べ活動回数は1,043回、小学生児童の年間延べ活動回数は1,730回となっています。

また、病児・病後児を預かる「病児緊急対応強化モデル事業」、産前・産後の家事や育児に関する援助を行う「ママヘルプ事業」も実施しています。

（８）小学校

小学校数は、南小学校、北小学校、西小学校、東小学校の4校で、令和元（2019）年度の児童数は2,008人となっています。

また、小学校での特別支援学級の令和元（2019）年度の児童数は41人となっています。

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
在籍児童数（人）	1,997	1,964	2,011	2,000	2,008
南小学校	633	594	595	573	584
北小学校	417	408	416	445	447
西小学校	620	626	673	680	679
東小学校	327	336	327	302	298
特別支援学級の児童数（人）	34	38	40	41	41
南小学校	13	16	13	13	13
北小学校	2	3	3	2	2
西小学校	13	14	17	16	16
東小学校	6	5	7	10	10

※各年度5月1日現在

※特別支援学級の児童数は内数

(9) 中学校

中学校数は、南中学校、北中学校、西中学校の3校で、令和元（2019）年度の生徒数は975人となっています。

また、中学校での特別支援学級の令和元（2019）年度の生徒数は24人となっています。

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
在籍生徒数（人）	1068	1066	995	990	975
南中学校	373	387	356	329	295
北中学校	416	390	365	369	381
西中学校	279	289	274	292	299
特別支援学級の生徒数（人）	18	15	15	16	24
南中学校	2	1	3	7	8
北中学校	7	6	4	2	5
西中学校	9	8	8	7	11

※各年度5月1日現在

※特別支援学級の児童数は内数

1-3 母子保健の現状

(1) 母子健康手帳の交付

令和元(2019)年度は375件を見込んでいます。平成27(2015)年度から平成30(2018)年度にかけては、362人から391人の間で推移しています。

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
交付数(件)	391	372	373	362	375

※令和元(2019)年度は見込み

(2) 乳児家庭全戸訪問事業

令和元(2019)年度は実人数を348人と見込んでいます。

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
実人数(人)	323	356	354	381	348

※令和元(2019)年度は見込み

(3) 乳幼児健康診査

※受診率については、対象者が当該年度に受診せず、次年度に受診した場合は100%を超えることがあります。

① 4か月健康診査の現状

令和元(2019)年度は受診者数を344人、受診率97.7%を見込んでいます。平成27(2015)年度から平成30(2018)年度の受診率は95%以上となっています。

	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R1年度 (2019)
対象者数(人)	342	366	321	377	352
受診者数(人)	328	352	326	370	344
受診率(%)	95.9	96.1	101.6	98.1	97.7

※令和元(2019)年度は見込み

② 7か月児健康診査の現状

令和元（2019）年度は受診者数を 340 人、受診率 95.8%を見込んでいます。平成 27（2015）年度から平成 30（2018）年度の受診率は 90%以上となっています。

	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R 1 年度 (2019)
対象者数（人）	369	348	352	354	355
受診者数（人）	345	329	346	340	340
受診率（%）	93.4	94.5	98.2	96.0	95.8

※令和元（2019）年度は見込み

③ 1歳6か月児健康診査の現状

令和元（2019）年度は受診者数を 356 人、受診率 96.2%を見込んでいます。平成 27（2015）年度から平成 30（2018）年度の受診率は 90%以上となっています。

	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R 1 年度 (2019)
対象者数（人）	388	368	352	370	370
受診者数（人）	379	346	339	360	356
受診率（%）	97.6	94.0	96.3	97.2	96.2

※令和元（2019）年度は見込み

④ 2歳児歯科健康診査の現状

令和元（2019）年度は受診者数を 333 人、受診率 92.2%を見込んでいます。平成 27（2015）年度から平成 30（2018）年度の受診率は 90%以上となっています。

	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R 1 年度 (2019)
対象者数（人）	368	371	332	372	361
受診者数（人）	339	339	305	349	333
受診率（%）	92.1	91.3	91.8	93.8	92.2

※令和元（2019）年度は見込み

⑤ 3歳児健康診査の現状

令和元（2019）年度は受診者数を 331 人、受診率 95.1%を見込んでいます。平成 27（2015）年度から平成 30（2018）年度の受診率は 90%以上となっています。

	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R 1 年度 (2019)
対象者数（人）	327	354	369	342	348
受診者数（人）	316	327	344	335	331
受診率（%）	96.6	92.3	93.2	97.9	95.1

※令和元（2019）年度は見込み

（４）随時相談・電話相談

令和元（2019）年度の延べ利用者数は、586 人を見込んでいます。

	H27 年度 (2015)	H28 年度 (2016)	H29 年度 (2017)	H30 年度 (2018)	R 1 年度 (2019)
延べ利用者数（人）	697	501	565	581	586

※令和元（2019）年度は見込み

2 アンケート調査結果にみる子育てに関する意向

本計画を策定するにあたり、保護者のニーズを確認するとともに、教育・保育事業のニーズ推計の基礎データとするため、「大泉町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

2-1 調査の実施概要

(1) 調査の種類と実施方法

調査の種類と対象者	実施方法	調査方法
①就学前児童保護者意識調査		
就学前児童（0～6歳）の保護者	対象者を無作為抽出	郵送による配布・回収
②小学生保護者意識調査		
小学生（1～6年生）の保護者	対象者を無作為抽出	郵送による配布・回収

【調査期間】平成 31（2019）年 1 月 9 日～1 月 31 日

【調査対象地区】町内全域

(2) 配布と回収状況

調査の種類	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
①就学前児童保護者意識調査	1,500	627	627	41.8%
②小学生保護者意識調査	500	209	209	41.8%
合 計	2,000	836	836	41.8%

(3) 集計結果の表し方

- ・設問は単一回答、複数回答の 2 種類があります。
- ・グラフの数値は、各設問に対する回答の構成比を百分率（％）で表しています。
- ・端数処理により比率の計が 100% とならないものもあります。
- ・比率の少ない項目は構成比を表示していません。

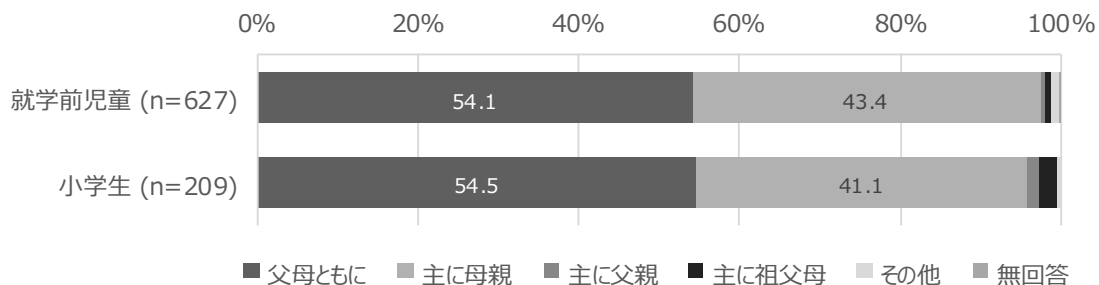
2-2 子どもの育ちをめぐる環境について

(1) 子育て（教育を含む）を主に行っている人

就学前児童	問 6	お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。 ※子どもからみた関係
小学生	問 6	お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。 ※子どもからみた関係

就学前児童では、「父母ともに」が54.1%と最も高く、次いで「主に母親」（43.4%）、「主に父親」（0.6%）、「主に祖父母」（0.6%）の順となっています。

小学生では、「父母ともに」が54.5%と最も高く、次いで「主に母親」（41.1%）、「主に祖父母」（2.4%）、「主に父親」（1.4%）の順となっています。



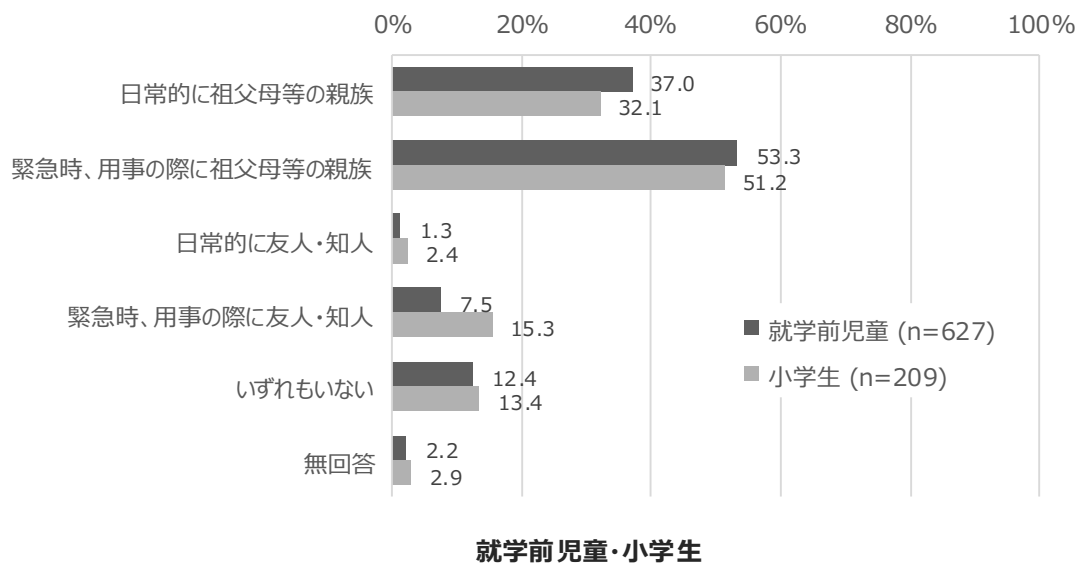
就学前児童・小学生

(2) 子どもをみてもらえる親族や知人

就学前児童	問 9	日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。
小学生	問 9	日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。

就学前児童では、「緊急時、用事の際に祖父母等の親族」が53.3%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族」(37.0%)、「いずれもない」(12.4%)、「緊急時、用事の際に友人・知人」(7.5%)の順となっています。

小学生では、「緊急時、用事の際に祖父母等の親族」が51.2%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族」(32.1%)、「緊急時、用事の際に友人・知人」(15.3%)、「いずれもない」(13.4%)の順となっています。

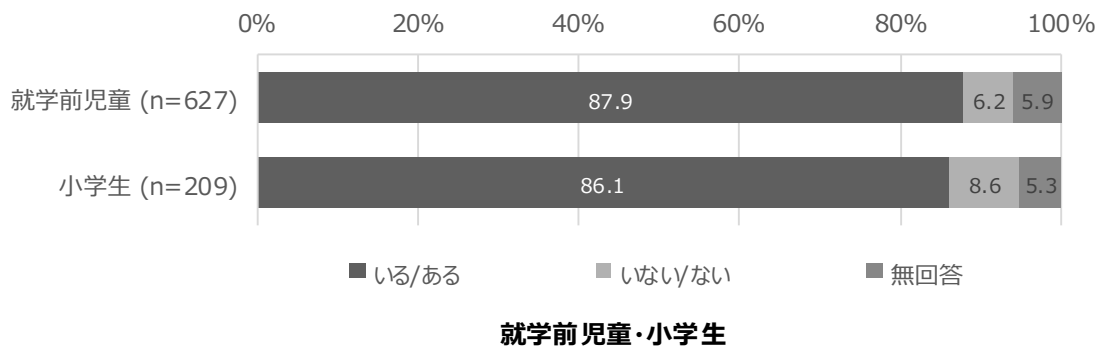


（3）気軽に相談できる人の有無

就学前児童	問 10	お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。 また、相談できる場所がありますか。
小学生	問 10	お子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。 また、相談できる場所がありますか。

就学前児童では、「いる/ある」が87.9%、「いない/ない」が6.2%となっています。

小学生では、「いる/ある」が86.1%、「いない/ない」が8.6%となっています。

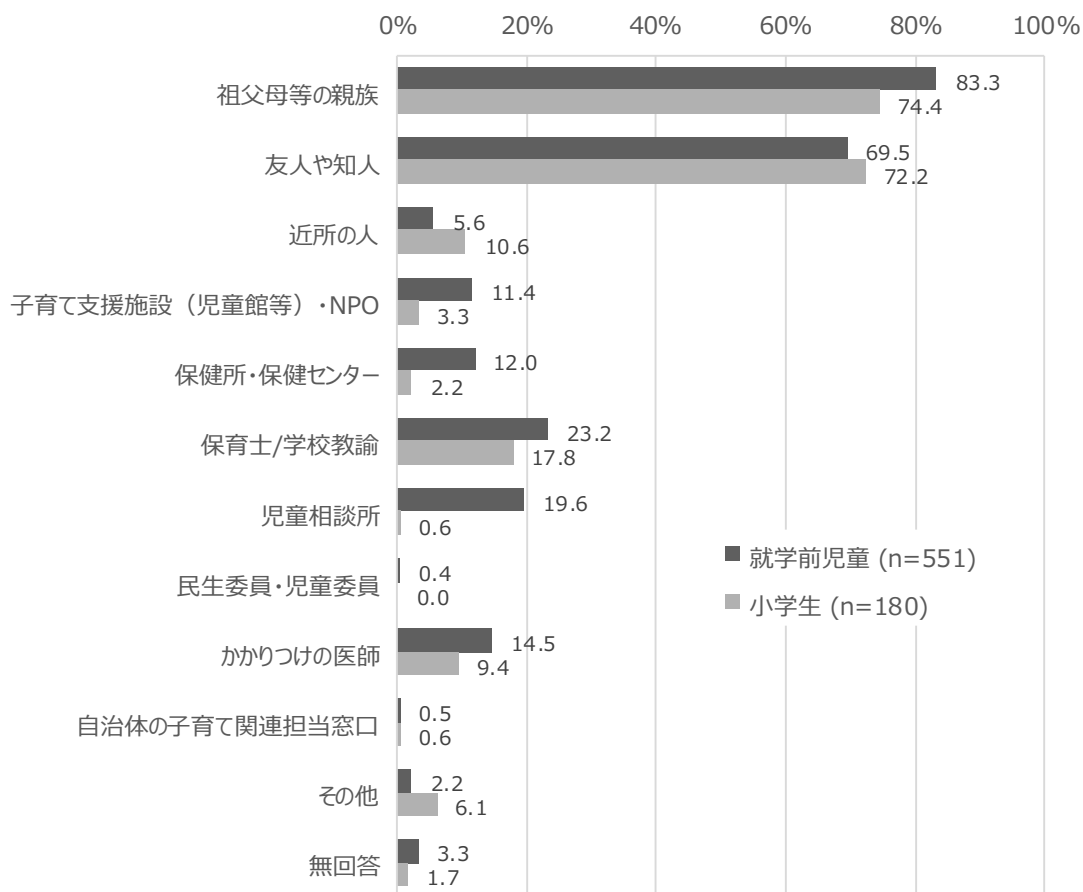


(4) 相談相手

就学前児童	問 10-1	お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。 ※気軽に相談できる人が「いる／ある」人のみ
小学生	問 10-1	お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。 ※気軽に相談できる人が「いる／ある」人のみ

就学前児童では、「祖父母等の親族」が83.3%と最も高く、次いで「友人や知人」（69.5%）、「保育士/学校教諭」（23.2%）、「児童相談所」（19.6%）、「かかりつけの医師」（14.5%）の順となっています。

小学生児童では、「祖父母等の親族」が74.4%と最も高く、次いで「友人や知人」（72.2%）、「保育士/学校教諭」（17.8%）、「近所の人」（10.6%）、「かかりつけの医師」（9.4%）の順となっています。



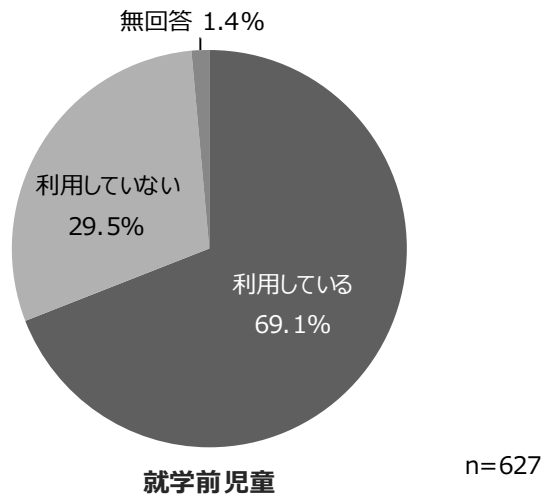
就学前児童・小学生

2-3 定期的な教育・保育サービスの利用について

(1) 平日の利用状況

就学前児童 問 15 お子さんは現在、幼稚園や保育園などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号一つに○をつけてください。

「利用している」が 69.1%、「利用していない」が 29.5%となっています。



(2) 現在利用している教育・保育サービスと今後利用意向

就学前児童 問 15-1 お子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

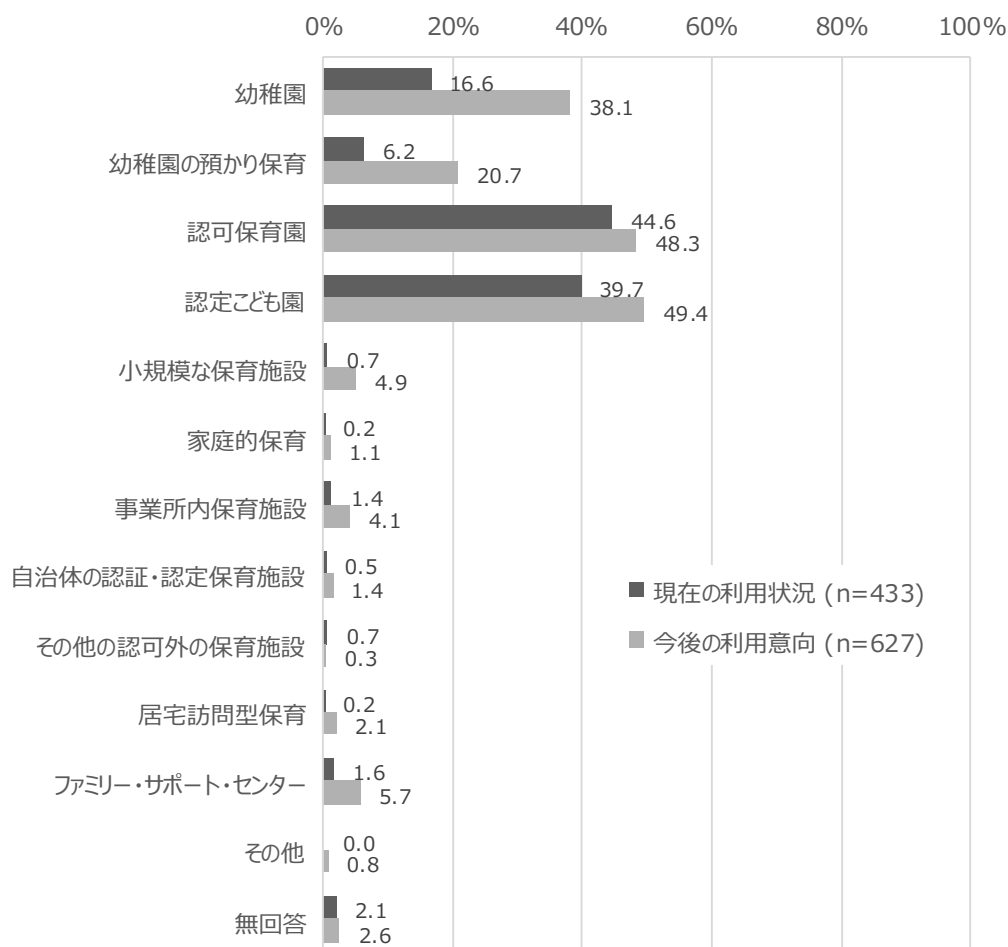
※現在、定期的に利用している人のみ

就学前児童 問 16 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

※すべての人

現在の利用状況では、「認可保育園」が44.6%と最も高く、次いで「認定こども園」(39.7%)、「幼稚園」(16.6%)、「幼稚園の預かり保育」(6.2%)の順となっています。

今後の利用意向では、「認定こども園」が49.4%と最も高く、次いで「認可保育園」(48.3%)、「幼稚園」(38.1%)、「幼稚園の預かり保育」(20.7%)の順となっています。

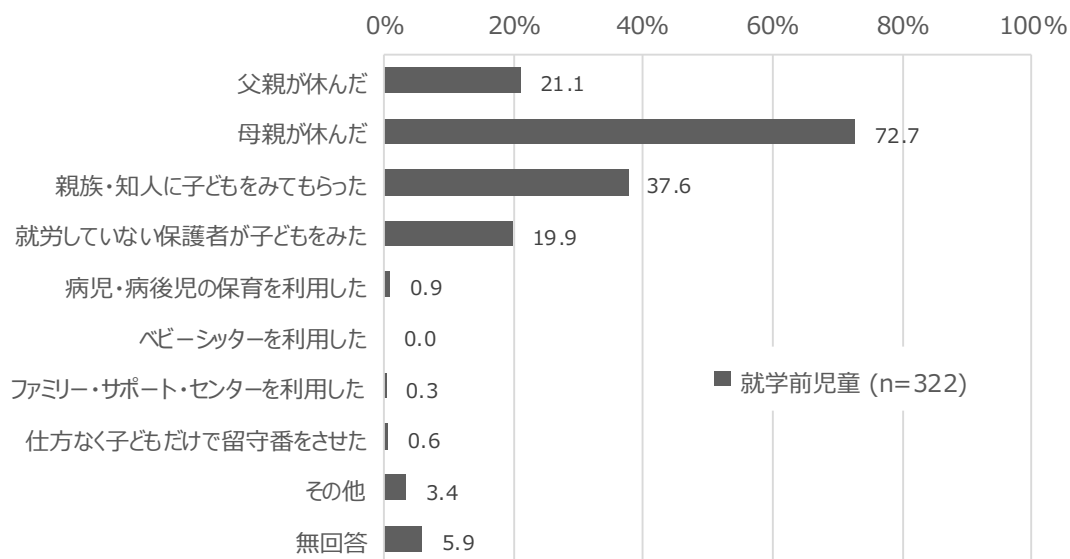


就学前児童

(3) 子どもが病気の時の対応

就学前児童 問 22-1 お子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法として当てはまるものはありますか。
※現在、定期的に平日、教育・保育サービスを利用している人のみ

「母親が休んだ」が72.7%と最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」(37.6%)、「父親が休んだ」(21.1%)、「就労していない保護者が子どもをみた」(19.9%)の順となっています。

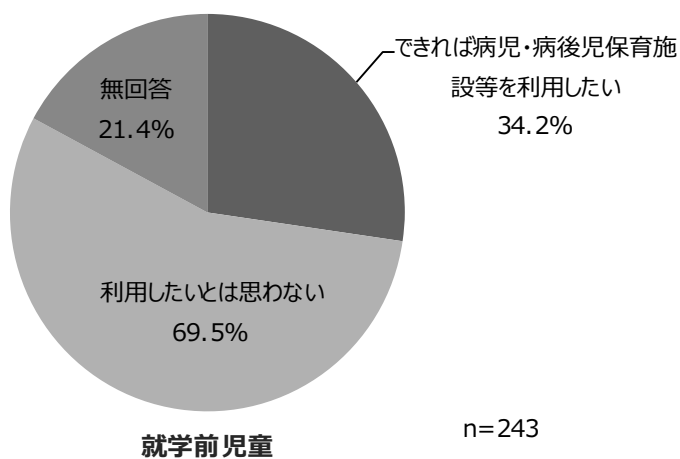


就学前児童

(4) 病児・病後児のための施設の利用意向

就学前児童 問 22-2 「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。
※「父親が休んだ」「母親が休んだ」人のみ

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が 34.2%、「利用したいとは思わない」が 69.5%となっています。

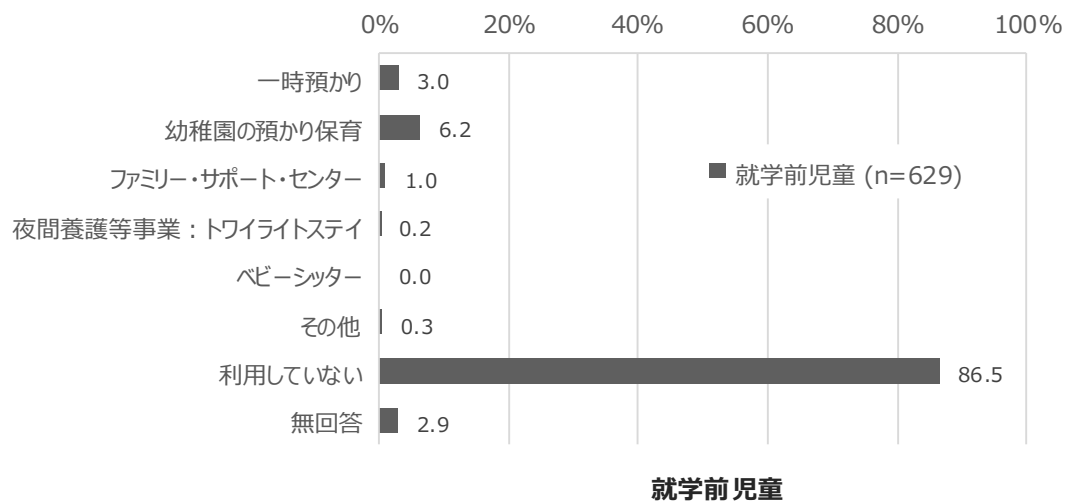


2-4 不定期や宿泊を伴う教育・保育サービスの利用について

(1) 一時預かり等の利用状況

就学前児童 問 23 お子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。

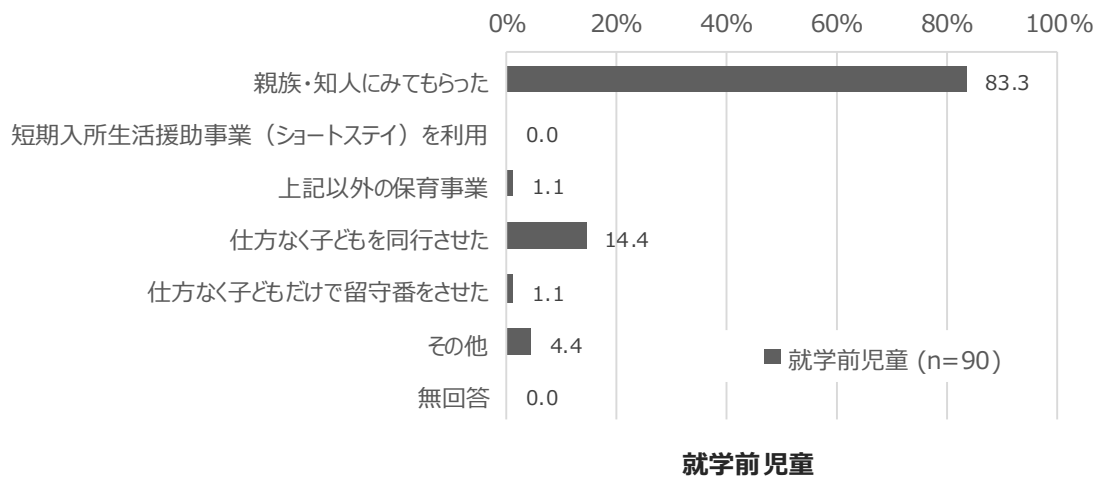
「利用していない」が86.5%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」(6.2%)、「一時預かり」(3.0%)、「ファミリー・サポート・センター」(1.0%)の順となっています。



（２）泊りがけに関するサービス等の利用状況

就学前児童 問 25 この１年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、お子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。

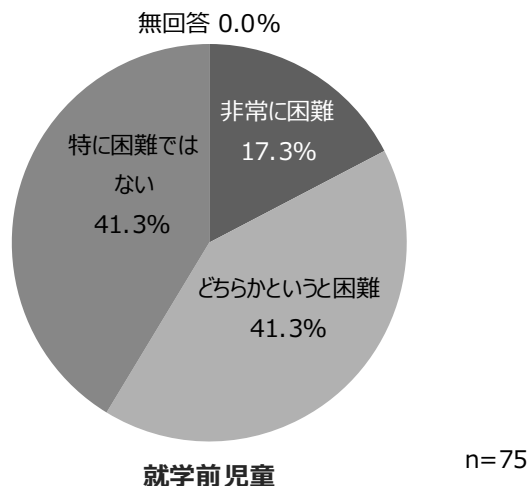
「親族・知人にみてもらった」が83.3%と最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」（14.4%）、「その他」（4.4%）、「上記以外の保育事業」（1.1%）、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」（1.1%）の順となっています。



（３）泊りがけで親族や知人に子どもをみてもらった際の困難度

就学前児童 問 25-1 その場合の困難度はどの程度でしたか。
※「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」と人のみ

「非常に困難」が17.3%、「どちらかという困難」が41.3%、「特に困難ではない」が41.3%となっています。



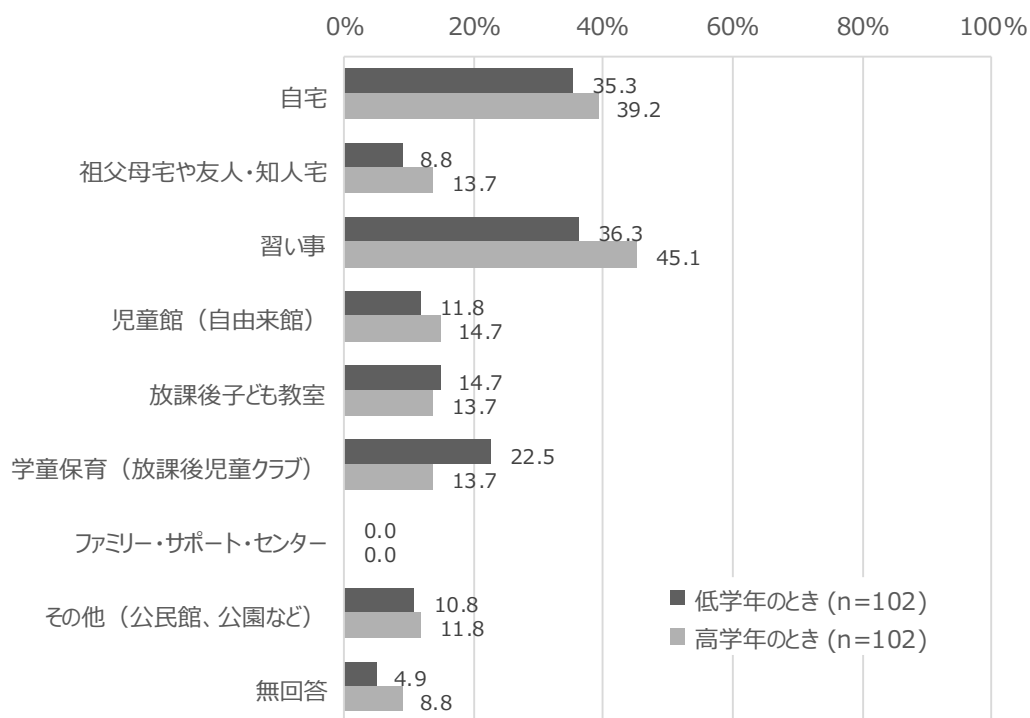
2-5 放課後、日常生活の過ごし方について

(1) 5歳における小学校入学後の意向

就学前児童	問 26	お子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。 ※子どもが5歳の人のみ
就学前児童	問 27	お子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。 ※子どもが5歳の人のみ

小学校低学年（1～3年生）の時では、「習い事」が36.3%と最も高く、次いで「自宅」(35.3%)、「学童保育（放課後児童クラブ）」(22.5%)、「放課後子ども教室」(14.7%)の順となっています。

小学校高学年（4～6年生）の時では、「習い事」が45.1%と最も高く、次いで「自宅」(39.2%)、「児童館（自由来館）」(14.7%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(13.7%)、「放課後子ども教室」(13.7%)、「学童保育（放課後児童クラブ）」(13.7%)の順となっています。

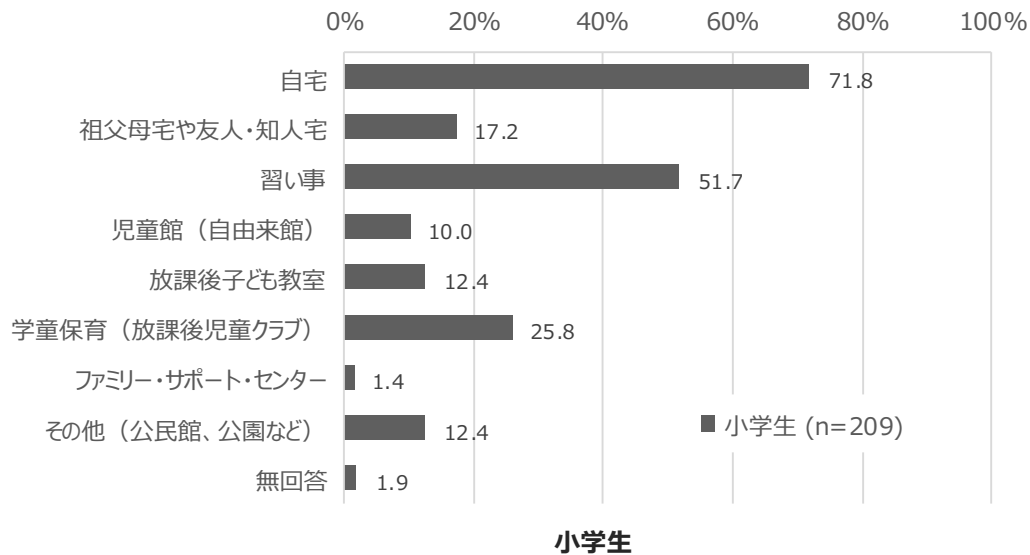


就学前児童

(2) 小学生による放課後の過ごし方の意向

小学生 問 20 お子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

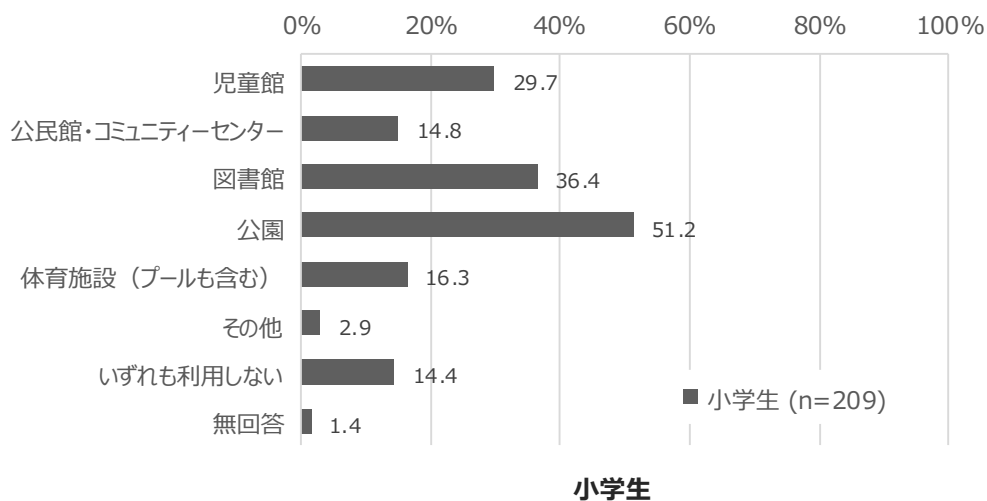
「自宅」が71.8%と最も高く、次いで「習い事」（51.7%）、「学童保育（放課後児童クラブ）」（25.8%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（17.2%）の順となっています。



(3) 子どもがよく利用する公共施設

小学生 問 21 お子さんがよく利用する公共施設は何ですか。

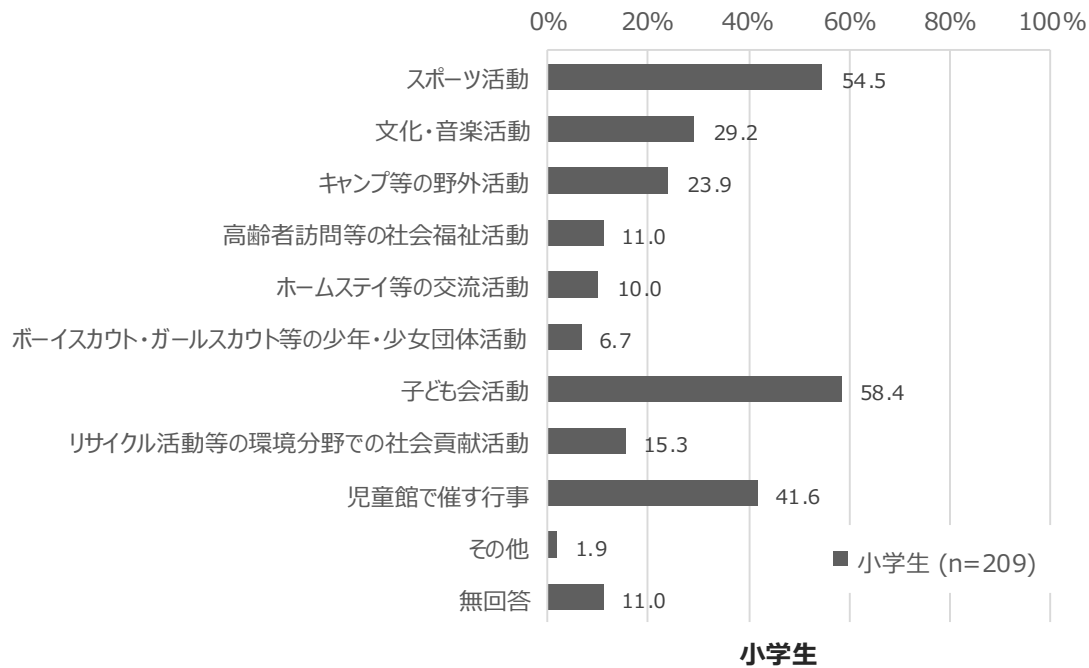
「公園」が51.2%と最も高く、次いで「図書館」（36.4%）、「児童館」（29.7%）、「体育施設（プールも含む）」（16.3%）の順となっています。



(4) 小学生による地域活動やグループ活動の参加状況・参加意向

小学生 問 22 お子さんが参加したことがある、もしくは今後参加させたい地域活動やグループ活動の種類は何ですか。

「子ども会活動」が58.4%と最も高く、次いで「スポーツ活動」(54.5%)、「児童館で催す行事」(41.6%)、「文化・音楽活動」(29.2%)、「キャンプ等の野外活動」(23.9%)の順となっています。



2-6 保護者の就労状況

(1) 現在の家庭類型

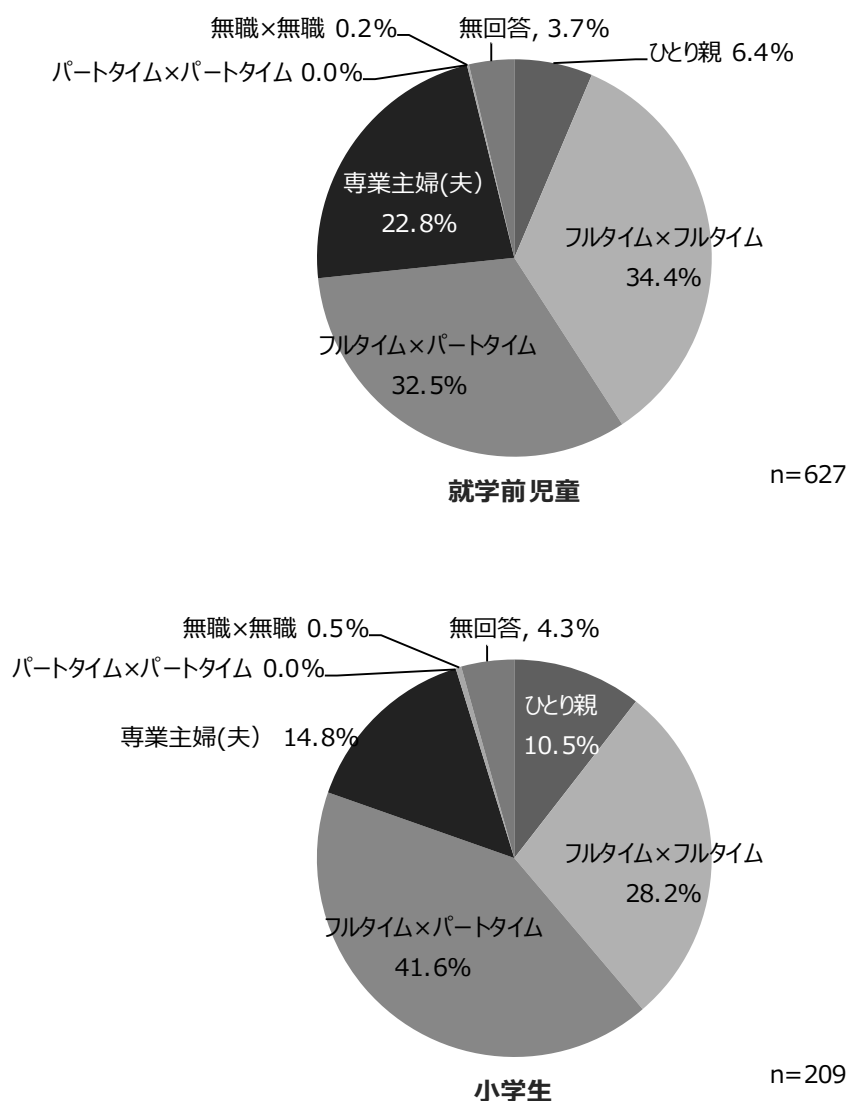
就学前児童では、「フルタイム×フルタイム」が34.4%と最も高く、次いで「フルタイム×パートタイム」(32.5%)、「専業主婦(夫)」(22.8%)、「ひとり親」(6.4%)の順となっています。

小学生では、「フルタイム×パートタイム」が41.6%と最も高く、次いで「フルタイム×フルタイム」(28.2%)、「専業主婦(夫)」(14.8%)、「ひとり親」(10.5%)の順となっています。

※母親と父親の現在の就労状況から、家庭類型(就労形態の組み合わせ)を算出

※パートタイムにアルバイトを含む

※産休・育休・介護休業中の場合は、フルタイム、パートタイムのそれぞれに含む



3 前計画の実施状況

大泉町子ども・子育て支援事業計画の実施状況は次のとおりです。

施策	主な事業	5か年の総評
1 母子の健康の確保	妊婦健康診査事業	経済的な理由等で受診が滞る妊婦がいた。
	予防接種事業	接種勧奨方法の工夫をし、予防接種の受診を推進してきた。
	乳幼児・1歳6か月児・3歳児健康診査事業	未受診者に対し関係機関と連携して対応したことにより受診率の維持が図れた。
	育児等健康支援事業	年々利用者が増加してきた。
	健康づくり事業	個別の栄養相談が年々増加してきた。
	不妊治療費助成事業	対象者の経済的負担の軽減をすることができた。
	不育症治療費助成事業	対象者の経済的負担の軽減をすることができた。
2 障害のある子どもとその家庭への支援	心身障害児集団活動・訓練事業	集団活動や社会適応訓練を通じて、主体性、社会性を育成することができた。
	日中一時支援事業	保護者の負担軽減を図ることができた。
	障害児居宅生活支援事業	必要とする児童が利用できるようにサービスを提供することができた。
	障害児保育事業・学童保育対策事業	国・県の交付金を活用し、体制を整備することができた。

施策	主な事業	5か年の総評
3 要保護児童・家庭への支援	児童虐待防止対策事業	関係機関との連携及び協力の推進ができた。
	児童扶養手当支給事業	現況届や県のヒアリングを受け、適正な運用ができた。
	就学奨励事業	就学時健診や広報・ホームページ等で制度を周知し、保護者に経費の援助を行うことができた。
4 子どもの人権擁護の推進	人権政策推進事業	町ぐるみ人権教育推進大会等を開催し、人権啓発事業を推進することができた。
	人権教育推進事業	人権啓発映画の上映や講演会等を実施し、人権問題についての教育・啓発を推進することができた。
	児童虐待防止対策事業（再掲）	－
5 生きる力の育成に向けた教育環境の整備	学力向上対策事業	実効的な研修を実施し、児童生徒の学力向上の基盤となる教職員の指導力の向上を図ることができた。
	小学校英語教育推進事業	小学校から英語教育を実践し、英語によるコミュニケーション能力の醸成を図ることができた。
	授業改善推進事業	教職員の指導力向上と授業改善を一体的に捉え、児童生徒の学力向上に寄与する事業となるよう、平成30年度より、学力向上対策事業と統合して実施した。
	施設整備事業	小中学校校舎の耐震化率100%を達成することができた。
	思春期における保健福祉体験学習事業	思春期の生徒が乳幼児とふれあう中で、母性・父性の存在や命の尊厳等について理解する場を提供することができた。

施策	主な事業	5か年の総評
6 放課後の教育環境づくり	放課後子ども教室	2校で事業を開始できた。
	学童保育対策事業	新たな学童棟の建設により共働き世帯の増加等による利用者の増加に対応することができた。
7 家庭や地域の子育て力・教育力の向上	児童健全育成事業	高齢者との交流事業等、地域社会で世代間の交流が図れるような場所を提供することができた。
	家庭教育学級事業	子どもの成長過程に応じた講座を開催することで、保護者に学習の場を提供することができた。
	青少年健全育成事業	定期的に会議を開催し、青少年関係の団体同士の情報共有の場をつくることができた。
	子育てマップ作成事業	平成27(2015)年度に作成、活用状況把握のためのアンケート調査を実施し、子育て世帯に対し配布している。
8 幼児教育・保育の充実	施設型給付事業	国・県の交付金を活用し、就園の機会の拡大を図ることができた。
	私立保育園等補助事業	時間外保育や障害児保育の支援ができた。
9 仕事と生活の調和の支援	緊急一時保育事業	町内私立保育園にて実施しており、保護者の育児負担の軽減を図ることができた。
	病児・病後児保育事業	保育中に体調不良となった児童を保育園で看護師が緊急な対応をとる体調不良型病児・病後児保育を実施し、児童の安全や保護者の不安を解消することができた。
	休日保育事業	土曜保育は実施しているが、人手不足等で日曜・祝日保育の実施には至っていない。

施策	主な事業	5か年の総評
10 経済的支援の推進	不妊治療費助成事業（再掲）	－
	不育症治療費助成事業（再掲）	－
	福祉医療事業	平成 29（2017）年より高校生世代の入院拡大（償還払い）、平成 30（2018）年 10 月より高校生世代の入院・通院拡大（現物給付）を図ることができた。
	第3子以降保育料免除事業	町単独の保育料免除事業も行い、子育て支援の充実を図ることができた。
11 地域の子育て支援の充実	地域子育て支援センター事業	パンフレット等で事業を周知し、保護者間の交流や育児相談の場をつくり、子育て環境の充実を図ることができた。
	ファミリー・サポート・センター事業	法人と連携し、児童の送迎や預かり等を実施し、保護者の負担軽減を図ることができた。
	緊急一時保育事業（再掲）	－
12 子どもに安全・安心なまちづくりの推進	交通安全施設整備事業	区画線設置の目標は届かなかったが、ガードレール等の施設を設置し、交通事故の防止を図った。
	交通安全活動推進事業	交通指導員等による歩行者や自転車利用者への街頭指導を実施し、交通安全意識の高揚を図れた。
	交通安全学習事業	交通安全教室等を実施し、交通安全意識を高めることができた。
	防犯活動事業	防犯パトロールの実施や防犯講習会等の実施、大泉町安全安心メールでの防犯関係情報の提供を行い、防犯意識の向上を図ることができた。
	防犯灯設置及び管理事業	効果的に防犯灯を設置し、街頭犯罪の防止と事故の防止を図ることができた。

施策	主な事業	5か年の総評
13 子育て支援をす る生活環境の整 備	歩道バリアフリー化事業	900か所あるうち680か所を整備 することができた。
	都市公園管理事業	公園遊具の点検や修繕、樹木等の公園 施設の適正な管理を行った。
14 子どもの居場 所・活動の場の 充実	学童保育対策事業（再掲）	—
	児童館管理運営委託事業	各児童館での行事や親子教室、赤ちゃ ん広場等を開催し親子間の交流の場 を提供できた。
	子ども会育成連絡協議会補助 事業	団体を支援することにより、子どもの 自主性の育成や地域活動の場を提 供することができた。
15 家庭を持つため の支援	労働対策事業	関係機関と連携し勤労者や就職希望 者に対して職業訓練を行い、スキルア ップを図り、安定した就労につながる 取組を図ることができた。
	男女共同参画推進事業	男女共同参画のセミナーや講演会の 開催、各種啓発事業の実施により、男 女共同参画に関する理解を深められ る環境づくりができた。
16 地域の人材、施 設、社会資源を 活用した子育て 支援	母親クラブ補助事業	地域児童の健全育成のためのボラン ティア活動を支援することができた。
	ファミリー・サポート・セン ター事業（再掲）	—

第3章

計画の基本的な考え方

1 大泉町の子育てに関わる課題

(1) 安心して子どもを産み育てられる取組の推進

アンケート調査結果では、日常的や緊急時に“子どもをみてもらえる親族や知人”がいる人が8割強いる一方で、「いずれもない」の回答も1割以上あります。また、多くの保護者に“気軽に相談できる人”が「いる」という一方で、「いない」との回答も1割弱みられます。

妊娠・出産・育児・子育てと保護者にとって環境が大きく変化していく中で、不安の解消のために専門機関による訪問や気軽に相談できる体制づくり、子どもの成長に応じて必要な支援が受けられることがとても重要です。

(2) 良質かつ適正な教育環境づくり

子どもの育つ場は、家庭、学校、地域と成長に応じて広がっていきます。大人が子ども自身の成長する力を尊重し、その成長を支えていく自覚と責任を持つ必要があります。

子どもがのびのびと育ち、自分の持つ可能性を最大限に伸ばし、自分らしさを発揮する中で、社会で果たす役割や意義を見つけられるよう、社会全体で子どもを支える教育環境づくりを進めていく必要があります。

また、保育サービスの充実とともに、子どもの居場所づくりを進めていくこともとても重要です。

(3) 仕事と子育てが両立できる支援体制づくり

アンケート調査結果では、今後も多くの子どもたちが幼稚園・認可保育園、認定こども園等の利用を希望しています。女性の社会進出や働き方の多様化などにより、こうした傾向は今後も続くことが予想されます。

働きながら子育てできる環境を整えていくには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した社会の実現を推進していくとともに、多様な保育サービスから必要なものを選択することができ、十分にサービスが利用できる体制を整備することが必要となります。

(4) 人と人とのつながりのある地域づくり

すべての子どもは、夢と希望に満ちたかけがえのない存在です。子どもは、家庭や地域で多くの人々に見守られながら、感性豊かに自らの意志で成長していく権利があります。

子どもの貧困対策や虐待防止をより進めるために、地域や関係機関等との連携をより強めていくなど、地域社会が子どもの育ちを見守る環境づくりがとても重要となっています。

2 計画の基本理念

本町は、「大泉町みらい創造羅針盤～大泉町総合計画 2019～」における将来都市像「住んでみたい 住み続けたいまち おおいずみ」を実現するため、「未来へつなぐ 魅力あふれるまちづくり」を基本理念として、まちづくりを進めています。

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな成長と子育てを社会全体で支えていくことは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、本町をより一層発展させるための未来への投資となります。

本町の現状と課題を踏まえ、社会全体で子育て支援の質・量を充実させ、笑顔あふれる元気なまちづくりのために、前計画を引き継ぎ、「第2期大泉町子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を次のように定めます。

健やかに みんなで 子ども育む 大泉町

3 計画の基本的な視点

本町の現状・課題を踏まえ、本計画の推進にあたっての「基本的な視点」を前計画を引き継ぎ、以下の8つとします。

子どもの視点

子どもを町民のひとりとして尊重し、子どもの視点に立って、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重した計画とします。

次代の親づくりという視点

長期的な視野に立ち、豊かな人間性、自他に対し責任を持った自律、次代の親となるという自覚を持って自立できる子どもたちを育む環境づくりを進めていきます。

すべての子どもと家庭への支援という視点

子育てと仕事の両立支援のみならず、専業主婦や専業主夫、ひとり親家庭や障害のある子どものいる家庭など、すべての子どもと家庭を支援します。

サービスの質とサービス利用者の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービスの量を確保し、質を向上させることが重要です。

サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、サービスに関わる人の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援という視点

結婚・妊娠・出産・育児に対する希望の実現と、子どもを産み育てたいと思えるまちづくりのために、ライフステージ（年齢に伴って変化する生活環境）の各段階に応じたきめ細かい、切れ目のない支援を実施します。

仕事と生活の調和の実現という視点

仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして重要になっています。事業者や町民一人ひとりが、仕事と生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機となるよう、町と企業が連携して仕事と生活の調和の実現に取り組んでいきます。

社会全体による支援という視点

子育ての基本は家庭にあるという認識のもとに、町や企業、地域社会などあらゆる分野におけるすべての構成員、すべての町民が協働し、社会全体で支援していける仕組みづくりを推進します。

地域特性と社会資源の効果的な活用という視点

本町の地域特性である外国籍住民の比率の高さも考慮し、日本人の家庭はもちろん、外国籍の家庭に対しても生活習慣や価値観の違いを考慮した上で、人材や施設などあらゆる社会資源を活用しながら、すべての家庭に健全な子育て環境を確保します。

4 計画の基本方向

4-1 基本目標

基本目標 1 子どもがいきいきと育つまちづくりの推進

子どもが成長するための出発点は家庭であり、基本的な生活習慣や能力を身につけさせることは親が担うべき重要な役割で、本町に生まれ育つ子どもが、親の愛情に包まれ健やかに成長する中で、自分の個性をのびのびと育み、能力を最大限に高め、発揮することができるまちづくりに努めます。

基本目標 2 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

次代を担う子どもたちが、さまざまな体験活動や地域活動を実施する中で、心身が健やかに成長し、子どもがいきいきと育つ教育環境の整備を推進します。

基本目標 3 安心して子どもを育てることができる環境づくりの推進

子育て情報の提供・相談体制の充実、子育てと社会参加の両立支援など、すべての子育て家庭を対象に、子どもが環境や家庭の経済状況に左右されることなく、子どもの年齢に合った質の高いサービスを切れ目なく利用できる環境づくりを進めます。

また、地域に子育て交流・支援の輪をつくることを促進するとともに、安全な道路交通等の整備やバリアフリー化などにより、子育てにやさしく、心豊かに生活できる安全・安心な環境づくりに努めます。

基本目標 4 地域が支えあい子育てをするまちづくりの推進

子育てに関するニーズの複雑化や多様化が進んでいる中で、地域において活動する NPO 法人、地域活動組織等あらゆる立場の人が、子どもの健やかな成長を応援し、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるような支援体制を整備します。また、学校施設、公民館、児童福祉施設等の各種公共施設や、さまざまな社会資源を十分に活用した取組を進め、地域全体で子育てを支えていきます。

4-2 計画の施策体系

基本目標	施策の方向	事業名
基本目標1 子どもがいいきと育つまちづくりの推進	1-1 親と子の健康の確保	母子健康手帳の交付（追加）
		予防接種事業
		妊産婦健康診査事業
		新生児聴覚検査事業（追加）
		乳幼児・1歳6か月児・3歳児健康診査事業
		乳児家庭全戸訪問事業（追加）
		特別の理由による任意予防接種費用助成事業（追加）
		風しん予防接種費用助成事業（追加）
		育児支援事業
		健康づくり事業
		不妊治療費助成事業
		不育症治療費助成事業
	1-2 障害のある子どもとその家庭への支援	両親学級（追加）
		子育て世代包括支援センター（追加）
		心身障害児集団活動・訓練事業
		日中一時支援事業
基本目標2 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進	1-3 支援の必要な児童・家庭への対応	難聴児補聴器購入支援事業（追加）
		障害児通所支援利用者負担助成事業
		障害児保育事業・学童保育対策事業
		児童虐待防止対策事業
	1-4 子どもの人権擁護の推進	児童扶養手当支給事業
		就学奨励事業
		人権政策推進事業
		人権教育推進事業
	2-1 学校教育の充実	児童虐待防止対策事業（再掲）
		いじめ防止対策事業（追加）
		学力向上対策事業
		小学校英語教育推進事業
	2-2 放課後の居場所づくり	児童生徒の居場所作り事業（スマイル教室）（追加）
		施設整備事業
		思春期における保健福祉体験学習事業
		放課後子ども教室
基本目標3 安心して子どもを育てることができ る環境づくりの推進	2-3 家庭や地域による子育て力・教育力の向上	学童保育対策事業
		子どもの生活・学習支援
		児童健全育成事業
		家庭教育学級事業
	3-1 子育て支援のネットワークづくりの充実	青少年健全育成事業
		緊急一時保育事業
		病児・病後児保育事業
		休日保育事業
	3-2 子育て家庭への経済的支援の充実	地域子育て支援センター事業
		ファミリー・サポート・センター事業
		福祉医療事業
		特別の理由による任意予防接種費用助成事業（再掲）
	3-3 子育てを支援する環境・安全の確保	風しん予防接種費用助成事業（再掲）
		不妊治療費助成事業（再掲）
		不育症治療費助成事業（再掲）
		難聴児補聴器購入支援事業（再掲）
基本目標4 地域が支えあい子育てをするまちづ くりの推進	4-1 地域における子どもの居場所づくりの推進	障害児通所支援利用者負担助成事業（再掲）
		子育て育児用品購入費等助成金交付事業（追加）
		交通安全施設整備事業
		交通安全活動推進事業
	4-2 仕事と家庭を両立するための支援	交通安全学習事業
		防犯活動事業
		防犯灯設置及び管理事業
		歩道バリアフリー化事業
	4-3 地域の人材、施設、社会資源を活用した 子育て支援	都市公園管理事業
		児童館管理運営委託事業
		子ども育成連絡協議会補助事業
		学童保育対策事業（再掲）
		労働対策事業
		男女共同参画推進事業
		母親クラブ補助事業
		地域子育て支援センター事業（再掲）
		ファミリー・サポート・センター事業（再掲）
		子ども食堂事業（追加）

5 計画の推進

(1) 取組方針

本計画は、本町の子ども・子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、関係各課が連携し、全庁的に取り組んでいく必要があります。

また、子育て支援は社会全体で解決する問題であるという視点から、本町のすべての家庭や事業主、子育て支援活動をしている団体をはじめとした、すべての町民と行政が協力して計画を推進します。

(2) 大泉町子ども・子育て会議の設置

毎年度の計画実施状況の把握と検討を行うために、町民の代表や学識経験者、関係機関からなる「大泉町子ども・子育て会議」を活用していきます。

(3) 計画の進捗管理と点検・評価

本計画の推進にあたっては、各年度において実施状況を一括して把握・点検・評価し、その結果を今後の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

そこで、庁内の関係各課の連携の下に、毎年度実施状況を把握・点検し、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、町民等と協力して多くの意見を取り入れながら、各施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、町民や関係団体等の意見を反映させるため設置した、「大泉町子ども・子育て会議」を活用し、本計画の評価・改善を継続的に進めていきます。

さらに、本計画の主人公である「子ども」や「子育て家庭」の声を中心に、利用者の視点に立った声を生かせるよう、計画を実施しながら見直しをしていきます。

第4章

施策の展開

基本目標1 子どもがいきいきと育つ

まちづくりの推進

1-1 親と子の健康の確保

妊娠期から出産、育児における切れ目のない支援として、相談しやすい体制づくり、妊娠届出の際の情報提供や医療機関との連携について、子育て世代包括支援センターを中心に取組を推進します。

また、成長段階に合わせた健康診査、成長・発達・栄養・子育てなどに関する相談事業、訪問事業、保健指導を行い、保護者の健康状態や生活・育児状況などを把握するとともに、乳幼児の疾病、発達障害の早期発見・早期支援を行います。健康診査の未受診者を把握し、すべての乳幼児が保健サービスを受けられるように努めます。

事業名	事業概要	担当課
母子健康手帳の交付 (追加)	母子の健康状態を記録し、健康管理に活用してもらうことを目的として配布します。	健康づくり課
予防接種事業	感染症の発生の予防と蔓延の防止、公衆衛生の向上の増進を図ることを目的として、個別接種方式で実施します。	健康づくり課
妊産婦健康診査事業	妊婦の期間を健康に過ごし、安全な出産ができるよう14回分の妊婦健康診査受診票を配布するとともに、出産後間もない頃の精神状態を確認し、安心した子育てができるよう1回分の産婦健康診査受診票を交付します。また、健康診査の実施を医療機関委託や助成金により支援します。	健康づくり課
新生児聴覚検査事業 (追加)	聴覚障害は、早期に発見し適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療養を図るため、新生児聴覚検査を医療機関委託や助成金により支援します。	健康づくり課
乳幼児・1歳6か月児・3歳児健康診査事業	子どもの発達の節目に、身体・精神発達のチェックを行い、障害の早期発見に努め、育児に関する相談及び助言を行います。	健康づくり課

事業名	事業概要	担当課
乳児家庭全戸訪問事業（追加）	生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問を実施し子育て支援に関する情報の提供や養育環境等を把握します。	健康づくり課
特別の理由による任意予防接種費用助成事業（追加）	骨髄移植その他の理由により、予防接種法に基づき接種した定期の予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された者またはその保護者に対し、予防接種の再接種に要した費用の助成を行います。	健康づくり課
風しん予防接種費用助成事業（追加）	風しんの流行及び先天性風しん症候群の発生を予防するために、妊娠を希望する夫婦または妊婦の夫に対し、風しん及び麻しん風しん混合予防接種費用の一部を助成します。	健康づくり課
育児等健康支援事業	こにちは赤ちゃん訪問事業や育児相談、思春期における保健福祉体験学習事業、健やか広場、あそびの教室、産後ケア事業、幼児相談などを行い、育児不安の解消、多様な人間関係を経験する機会の提供など、子どもや家庭を取り巻く環境づくりの基盤整備を総合的に推進します。	健康づくり課
健康づくり事業	妊婦乳幼児栄養指導事業や栄養相談を実施し、食に関する知識の普及・啓発します。	健康づくり課
不妊治療費助成事業	子どもを希望しながらも恵まれない夫婦への支援を図るため、不妊症にかかる医師の診断・治療に要した費用のうち、医療保険適用外の検査及び治療費の一部を助成します。	健康づくり課
不育症治療費助成事業	不育症のために子どもを持つことが困難な夫婦が不育症治療等を受けた場合に、その治療費等の一部を助成し、経済的負担を軽減します。	健康づくり課
両親学級（追加）	妊婦及びその配偶者に妊娠・出産・育児に関する教育、保健指導を行います。また、相談に応じることにより母性の健康保持、増進を図ります。	健康づくり課
子育て世代包括支援センター（新規）	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や専門的な見地から子育てに関する相談支援事業を実施し、子育て世代への切れ目のない支援を行います。	健康づくり課 こども課

1-2 障害のある子どもとその家庭への支援

健康診査、各種支援事業により、障害の早期発見、早期療育に努めるとともに、幼稚園、保育園、認定こども園、放課後学童クラブ等においても障害のある子どもの受け入れを充実します。

また、「第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画」との整合性を図りながら、きめ細かな相談やサービスの実施体制の整備を図り、障害のある子どもとその家庭の日常生活の支援に努めます。

事業名	事業概要	担当課
心身障害児集団活動・訓練事業	放課後、学齢期にある心身障害児を対象に、施設において集団活動や社会適応訓練を行い、主体性、社会性を育成し、自立促進を図ります。	福祉課
日中一時支援事業	心身障害児の介護を行う保護者が一時的に介護することができない場合に、あらかじめ登録している24時間対応サービスステーションに介護を委託し、心身障害児の福祉の増進と介護者の負担軽減を図ります。	福祉課
難聴児補聴器購入支援事業（追加）	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対して、補聴器購入費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援します。	福祉課
障害児通所支援利用者負担助成事業	障害児通所支援を利用した際にかかる利用者負担額の一部を助成して、保護者の負担の軽減を図ります。	福祉課
障害児保育事業・学童保育対策事業	保育園や放課後学童クラブ等に通うことができる障害児を保育します。	こども課

1-3 支援の必要な児童・家庭への対応

育児不安、負担感の増加、保護者の経済的な不安の増大、心理的・身体的児童虐待の増加など、子育て家庭を取り巻く問題が多様化し、社会問題化しています。それぞれの問題が複合していることもあり、各関係機関が協力して対応に臨む必要があります。

そのため、相談体制の充実、幼稚園、保育園、認定こども園、学校、地域など見守り体制づくりを強化し、児童虐待の未然防止、早期発見、再発防止に努め、適切な対応がとれるように連携を深めていきます。

また、ひとり親家庭においては、生活が安定し、自立できるように、経済的支援、就学支援に取り組んでいきます。

事業名	事業概要	担当課
児童虐待防止対策事業	児童虐待防止の啓発を行い、児童虐待の未然防止を図ります。 また、要保護児童対策地域協議会を定期的を実施し、要保護児童の早期発見、再発防止のための連携を深めます。	こども課
児童扶養手当支給事業	子どもを監護し、生計同じくするひとり親家庭に対して、手当を支給します（所得制限あり）。	こども課
就学奨励事業	経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対して、就学に要する経費の一部について援助を行います。	教育管理課

1-4 子どもの人権擁護の推進

本町では、「人権尊重と福祉の町宣言」の5つの指針の一つに、「子供たちを愛し、心身ともに健やかに育てよう。」を掲げています。また、「あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定し、人権が擁護されたまちづくりを推進しています。

子どもを取り巻く環境が多様化し、問題が複雑化している現状を踏まえ、子どもが心豊かに育ち、自分らしく生きるために、子ども、大人の両方への人権教育を推進します。

また、いじめを未然に防止するための取組の強化を図ります。

事業名	事業概要	担当課
人権政策推進事業	「大泉町人権教育・啓発に関する基本計画」に基づき、人権啓発事業を推進します。	多文化協働課
人権教育推進事業	人権問題の正しい理解に向けて、積極的な啓発運動の実践を行うとともに、人権教育の充実のための研修を行います。 また、人権啓発映画の上映や、人権啓発作文発表や人権啓発作品展、著名人の講演などを実施し、人権尊重の意識を高めます。	生涯学習課
児童虐待防止対策事業（再掲）	児童虐待防止の啓発を行い、児童虐待の未然防止を図ります。 また、要保護児童対策地域協議会を定期的に実施し、要保護児童の早期発見、再発防止のための連携を深めます。	こども課
いじめ防止対策事業（追加）	町教育委員会、学校は、「いじめ防止基本方針」を策定し、学校の内外を問わずいじめを防止し、すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組める教育活動を推進します。 町教育委員会主催の「いじめ防止子ども会議」を開催し、児童生徒が主体となっていじめ防止活動に取り組めるようにします。また、互いに認めあうことのできる人間関係づくりを行うとともに、「心を育てる大泉町ルールブック」、「大泉町情報モラル実践事例集」を活用し、いじめの未然防止に努めます。	教育指導課

基本目標2 心身の健やかな成長に資する

教育環境づくりの推進

2-1 学校教育の充実

次代の担い手である子どもが、確かな学力を身につけ、個性豊かに、健康的に、夢や希望の実現に向けて努力していくことができるように、学校教育を総合的に推進し、子どもの状況に応じたきめ細かな教育の充実に努めます。

近年、子どもを取り巻く環境が多様化する中、地域社会において学校の果たすべき役割が増えています。家庭・地域と学校の連携・協力を図り、開かれた学校づくりに努めます。

また、思春期の保健対策については、生命を大切に作る心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識を持つことの重要性を学ぶ機会を設け、正しい知識の普及に努めます。

事業名	事業概要	担当課
学力向上対策事業	各小中学校に勤務する教職員の指導力の向上を目指し、教職員の研修会や先進地の研修視察を実施します。また、小中学校全校を「授業改善実践校」に指定し、実践的研究を通してその成果を共有し、大泉町全体の学力向上を目指します。	教育指導課
小学校英語教育推進事業	国際化・グローバル化が進む社会の中で、他の国の文化や生活を理解し、積極的に人々と関わりあおうとする態度や、英語によるコミュニケーション能力を身につけた児童を育成することを目的とし、小学校低学年から英語による外国語活動を実践します。	教育指導課
児童生徒の居場所作り事業(スマイル教室)(追加)	不登校の児童生徒が、自分のリズムで時間を過ごし、安心して生活できる居場所を提供し、人間関係や学習習慣の構築を目指します。	教育指導課
施設整備事業	施設改修等を実施し、安心して生活できる学校を整備します。	教育管理課
思春期における保健福祉体験学習事業	中学生を対象に乳幼児やその両親とふれあう中で母性・父性の存在や命の尊厳等について理解する場を提供します。	健康づくり課

2-2 放課後の居場所づくり

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動の確保は、地域や学校にとっても重要な課題であり、優先的な学校施設の活用が求められていることから、放課後学童クラブ等の実施にあたっては、各学校で利用できる余裕教室等の活用を図ります。

また、学校施設等を活用し、地域住民などさまざまな人材の協力を得て体験・交流活動などを行う放課後子ども教室と放課後学童クラブの計画的な整備等を進める「新・放課後子ども総合プラン」を実施していきます。

さらに、放課後学童クラブにて、児童の学力向上に取り組み、よりよい放課後の教育環境づくりに努めます。

事業名	事業概要	担当課
放課後子ども教室	学校や児童館と連携しながら、放課後等に安全かつ安心して活動できる拠点を設け、地域の方々などの参画を得て、学童児童も含めたすべての児童を対象に多様な体験活動・交流活動等の体験ができる機会を提供します。令和2（2020）年度までに全小学校での実施を目標とします。	生涯学習課
学童保育対策事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の健全な育成のために、適切な遊び及び生活の場の提供、宿題や自主学習を行っていく中でわからないか所を解決し学ぶ楽しさをサポートする学習サポートを実施します。	こども課
子どもの生活・学習支援（追加）	福祉的な支援が必要な世帯の中学生等に対して、学校の勉強の補習、勉強の習慣づけといった学習面での支援や子どもが安心して通える居場所の提供を行っている NPO 法人を支援します。	教育指導課

2-3 家庭や地域による子育て力・教育力の向上

核家族化、少子化、地域とのつながりの希薄化等により、家庭や地域の子育て力・教育力の低下が問題となっています。各家庭の状況や多様なニーズを踏まえるとともに、親への学習機会の提供や地域の支援者へのスキルアップの機会の提供を図っていきます。

また、子育てや教育に関する情報を積極的に発信し、町民が正しく情報を共有し、学習・体験の機会を活用できる体制を整えます。性や暴力に関する過激な情報などの有害な環境を排除し、家庭と地域・学校が連携して、子どもにとって良好な環境づくりを目指します。

事業名	事業概要	担当課
児童健全育成事業	自然体験活動や高齢者とのふれあい事業を開催し、多世代との交流を通じ、地域との連携強化を図ります。	こども課
家庭教育学級事業	就学前児童、小学生、中学生を持つ保護者を対象とした家庭教育学級を開催し、子どもの各成長過程で親子としての在り方を学ぶ機会を提供します。	生涯学習課
青少年健全育成事業	青少年問題協議会や青少年健全育成運動推進会議等を開催し、家庭・学校・地域が一体となって青少年の健全育成を推進します。	生涯学習課

基本目標3 安心して子どもを育てることができる

環境づくりの推進

3-1 子育て支援のネットワークづくりの充実

子育てをしながら仕事をしている家庭が多く、その就労形態も多様化していることから、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しを行う環境づくりが求められています。

また、親同士が気軽に情報交換や相談できる場を提供することは、子育ての不安や負担を軽減させるために重要です。児童館、幼稚園、保育園、認定こども園等の地域の身近な場所を子育て支援拠点の場として活用していきます。

また、育児負担の軽減や保育する人がいない時間に子どもを預けられる場として、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業等の活用を推進します。

事業名	事業概要	担当課
緊急一時保育事業	保護者の傷病、冠婚葬祭、育児疲れ等の理由により一時的に家庭保育が困難となる児童を預かり、育児負担の軽減を図ります。	こども課
病児・病後児保育事業	保育中に体調不良となった児童を保育園で看護師が緊急な対応をとる体調不良型病児・病後児保育を実施します。	こども課
休日保育事業	保護者の就労等により、日曜日や祝日において家庭保育が困難となる児童を保育園等で預かる事業を実施に向けて調整を行います。	こども課
地域子育て支援センター事業	ふれあい遊びや児童との交流、育児相談などを通じて、保護者の育児不安の解消や育児負担の軽減を図ります。	こども課
ファミリー・サポート・センター事業	子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人（おねがい会員）と行いたい人（まかせて会員）が、センターを通じて育児の助け合いを有料で行います。 また、ママヘルプ事業による家事援助も実施し、子育てを支援します。	こども課

3-2 子育て家庭への経済的支援の充実

子育てに要する経済的負担の増加が、少子化の原因の一つと考えられます。とりわけ、ひとり親家庭の収入上の問題や、子どもの病気や障害の養育などが大きな負担となっています。

このような子育て負担に対して、児童手当の支給とともに、それぞれの状況に合わせた経済的支援制度の活用と適正な運用の充実を推進します。

事業名	事業概要	担当課
福祉医療事業	高校生以下の子どもやひとり親家庭等の健康管理の向上に寄与するため、医療機関等で医療給付を受けた場合に、自己負担分を福祉医療費として支給します。	国民健康保険課
特別の理由による任意予防接種費用助成事業（再掲）	骨髄移植その他の理由により、予防接種法に基づき接種した定期の予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断された者またはその保護者に対し、予防接種の再接種に要した費用の助成を行います。	健康づくり課
風しん予防接種費用助成事業（再掲）	風しんの流行及び先天性風しん症候群の発生を予防するために、妊娠を希望する夫婦または妊婦の夫に対し、風しん及び麻疹風しん混合予防接種費用の一部を助成します。	健康づくり課
不妊治療費助成事業（再掲）	子どもを希望しながらも恵まれない夫婦への支援を図るため、不妊症にかかる医師の診断・治療に要した費用のうち、医療保険適用外の検査及び治療費の一部を助成します。	健康づくり課
不育症治療費助成事業（再掲）	不育症のために子どもを持つことが困難な夫婦が不育症治療等を受けた場合に、その治療費等の一部を助成し、経済的負担を軽減します。	健康づくり課
難聴児補聴器購入支援事業（再掲）	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児に対して、補聴器購入費用の一部を助成することにより、難聴児の健全な発達を支援します。	福祉課
障害児通所支援利用者負担助成事業（再掲）	障害児通所支援を利用した際にかかる利用者負担額の一部を助成して、保護者の負担の軽減を図ります。	福祉課

事業名	事業概要	担当課
子育て育児用品購入費等助成金交付事業 (追加)	1歳未満の乳児を育てる子育て世帯に対し、育児用品の購入費を助成し、経済的負担の軽減を図ります。	こども課

3-3 子育てを支援する環境・安全の確保

子どもを交通事故から守るため、警察、保育園、幼稚園、認定こども園、学校等関係機関が連携、協力し、体験型の交通安全教育等を積極的に展開し、交通安全に対する意識の啓発、高揚を図ります。

また、子どもを犯罪の被害から守るため、地域でのPTA等の学校関係者や防犯ボランティアなどと連携し、犯罪の発生状況等の情報を子育て家庭に提供していきます。さらに、地域パトロールの実施や防犯灯の設置等により、地域全体で犯罪から子どもを守る体制を推進します。

子育てしやすい生活環境には、安心して子育てできる快適な住環境の整備や、交通安全施設の整備が必要となります。道路の整備やバリアフリー化等の推進、安全で利用しやすい公園の整備を計画的に実施していきます。

事業名	事業概要	担当課
交通安全施設整備事業	カーブミラーや区画線等の道路交通安全施設を効果的に設置し、交通事故の防止を図ります。	道路公園課 安全安心課
交通安全活動推進事業	交通指導員等による歩行者や自転車利用者への街頭指導を実施し、交通安全意識の高揚を図ります。	安全安心課
交通安全学習事業	「交通事故を起こさない」、「交通事故に遭わない」ことを目的として、交通安全教室等を実施し、交通安全意識を高めます。	安全安心課
防犯活動事業	防犯パトロールの実施や防犯講習会等の実施、大泉町安全安心メールでの防犯関係情報の提供を行い、町民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。	安全安心課
防犯灯設置及び管理事業	効果的に防犯灯を設置し、街頭犯罪の防止と事故の防止を図ります。	安全安心課
歩道バリアフリー化事業	歩道の段差を解消し、安心安全で快適な歩行空間の確保を図ります。	道路公園課
都市公園管理事業	公園遊具の点検や修繕、樹木等の公園施設の適正な管理を行い、安全で利用しやすい施設にします。	道路公園課

基本目標4 地域が支えあい子育てをする

まちづくりの推進

4-1 地域における子どもの居場所づくりの推進

子どもにとって安全で安心できる遊びの場の確保に努めるとともに、さまざまな世代の人との交流や自然に触れる機会など、多様な交流・体験機会の提供を推進します。

また、子どもの地域活動などへの参加を推進し、子どもの自主性を養うとともに、地域の一員としての自覚を促します。

また、共働き家庭など留守家庭の児童に対し、放課後学童クラブにおいて、放課後に適切な遊びや生活の場を提供する中で、心身ともに健全な成長を支援していきます。

事業名	事業概要	担当課
児童館管理運営委託事業	各小学校区の児童館において、児童の自主的な活動の場を提供し、児童の健全な育成を支援します。	こども課
子ども会育成連絡協議会補助事業	子ども会育成会活動を通して、子どもの自主性を養うとともに、子どもの地域活動の場を提供する団体を支援します。	生涯学習課
学童保育対策事業（再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の健全な育成のために、適切な遊び及び生活の場の提供、宿題や自主学習を行っていく中でわからないか所を解決し学ぶ楽しさをサポートする学習サポートを実施します。	こども課

4-2 仕事と家庭を両立するための支援

家庭を持つためには、安定した就労の確保が必要となります。就労先の確保のために、企業に対する雇用創出の支援等を推進し、豊かな生活環境の中で家庭を持つ希望を持てる環境づくりを推進します。

また、男女がともに子育てに参加し、子育ての喜びと責任を分かち合える環境づくりを進めます。

事業名	事業概要	担当課
労働対策事業	新たに町民を正規に雇用した事業者や女性が能力と個性を十分に発揮して活躍するためのキャリアアップを行った事業者に対して支援を行うことで、町民の雇用機会の拡大を図り、安定した就労につながる取り組みを行います。	経済振興課
男女共同参画推進事業	「大泉町男女共同参画推進計画」に基づき、各種啓発事業を実施し、男女共同参画に関する理解を深められる環境づくりに努め、情報収集・情報提供を行うとともに、各課、関係機関との連携による男女共同参画の推進を図ります。	多文化協働課

4-3 地域の人材、施設、社会資源を活用した子育て支援

本町には特別な技能を持った人材や、学校、児童福祉施設、公民館、公園等の公共施設、子育て支援を行う民間団体等の社会資源があります。これらを有効に活用・支援し、既存の事業の質の向上を図ります。

また、新規事業を行う際にも、既存の社会資源との調和を図りながら、互いに連携できるように努めます。

事業名	事業概要	担当課
母親クラブ補助事業	子どもの保護者が中心となった地域児童の健全育成のためのボランティア活動について、児童館を拠点としている母親クラブを支援します。	こども課
地域子育て支援センター事業（再掲）	ふれあい遊びや児童との交流、育児相談などを通じて、保護者の育児不安の解消や育児負担の軽減を図ります。	こども課
ファミリー・サポート・センター事業（再掲）	子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人（おねがい会員）と行いたい人（まかせて会員）が、センターを通じて育児の助け合いを有料で行います。 また、ママヘルプ事業による家事援助も実施し、子育てを支援します。	こども課
子ども食堂事業（追加）	子ども食堂に要する経費を補助することにより、子どもの孤食の防止及び居場所の確保並びに地域間及び世代間の交流を図り、未来を担う子どもを育成します。	福祉課

第5章

幼児期の教育・保育の提供体制

1 基本的な事項

1-1 教育・保育提供区域の設定

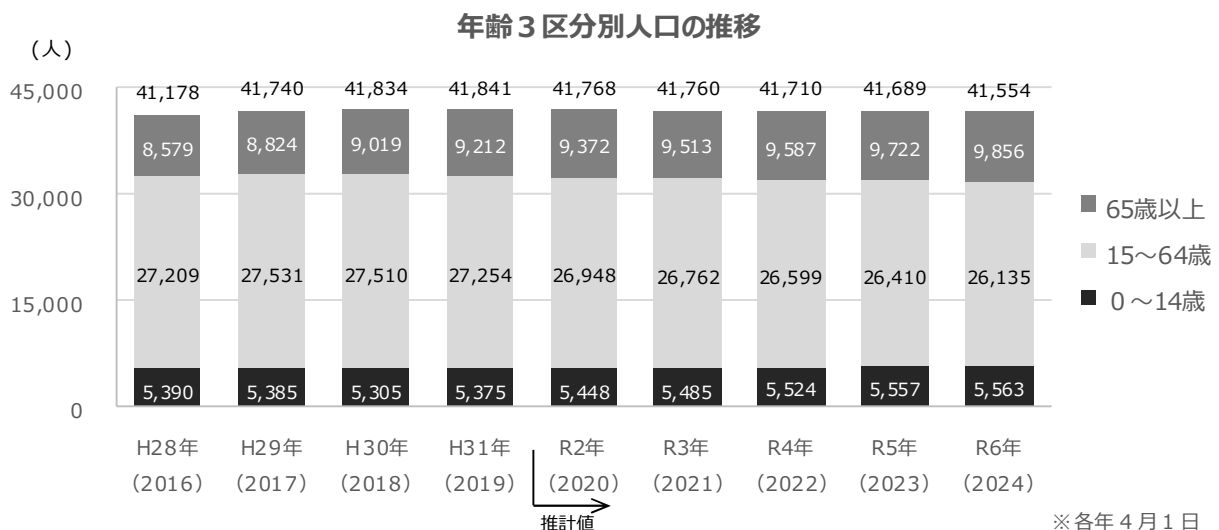
子ども・子育て支援事業計画の策定に際し、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定するものとされています。

本町の教育・保育提供区域は、全町を一つの区域として設定します。

1-2 推計人口

計画年度における教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の事業量（確保の方策）を算出するあたり、平成27（2015）年から平成31（2019）年の各年4月1日現在の住民基本台帳人口を用いて、将来人口を推計しました。

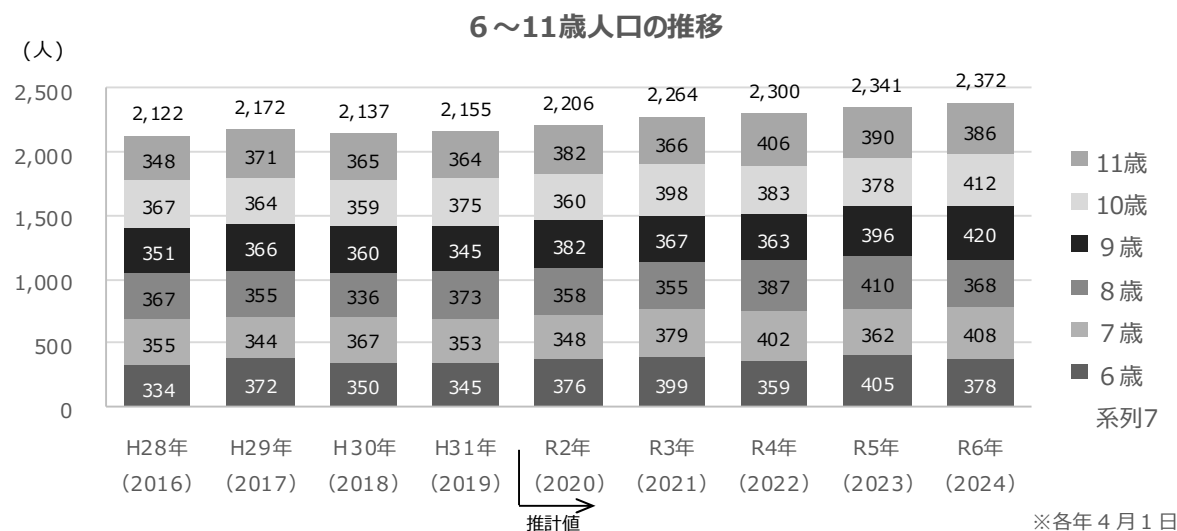
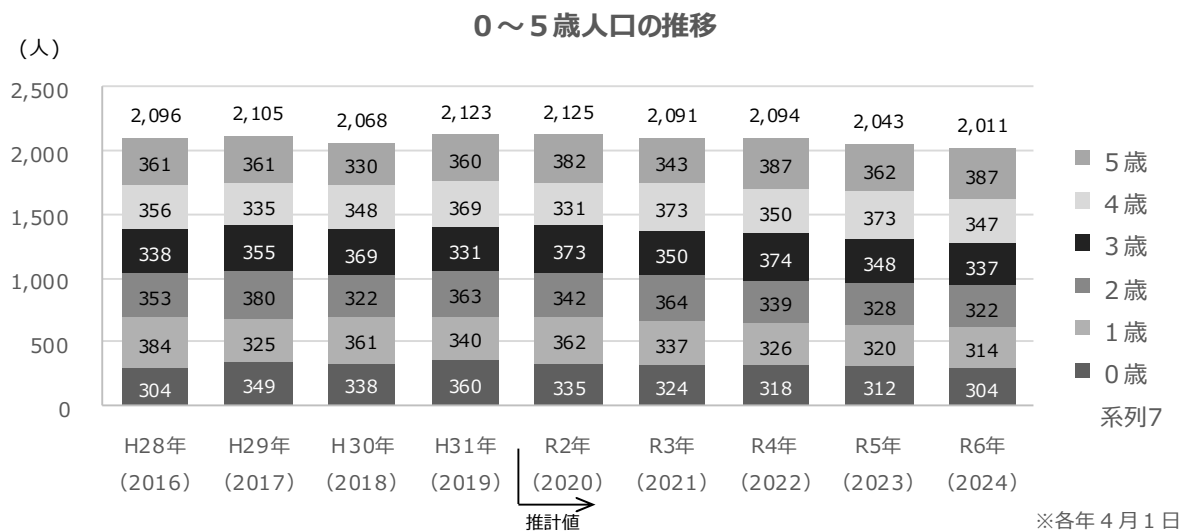
その結果、総人口はほぼ横ばいに推移し、令和6（2024）年には41,554人になることが予想されます。0～5歳人口は微減の傾向がみられますが、6～11歳人口は毎年50人程度の増加が見込まれています。



※推計値には住民基本台帳（4月1日現在）の数値を使用

※1年ごと1歳別のコーホートセンサス変化率法を使用

※コーホートセンサス変化率法：同年（または同期間）に出生した集団の過去の変化率が将来も続くものと仮定して、その率を基準年の人口に乗じて将来の人口を求める方法



※推計値には住民基本台帳（4月1日現在）の数値を使用

※1年ごと1歳別のコーホートセンサス変化率法を使用

1-3 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。

認定の種類	対象年齢	保育の必要性	利用する施設
1号 教育を希望	3歳以上	なし	認定こども園、幼稚園
2号 保育を希望		あり	認定こども園、保育園
3号 保育を希望	0～2歳		認定こども園、保育園、地域型保育事業

1-4 幼児期の教育・保育の内容と提供体制

子ども・子育て支援法では、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、各計画年次における見込み量の算出と、量の見込みに応じた確保の方策を提示することとされています。

※量の見込み：本町における現在の利用状況と、各事業の潜在的な利用ニーズをもとに推計した各計画年次における需要の見込み量を表しています。各事業の潜在的な利用ニーズについては、平成31（2019）年1月に実施した「大泉町子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を基礎データとして、利用意向を集計して算出しました。なお、アンケート調査結果から算出できないのは、利用実績等をもとに算出しています。

※確保の方策：本町における現在の利用状況と、今後の整備計画をもとに各事業の提供量を算出しました。見込み量を確保するための各事業の利用可能人数や確保方法を表しています。

	事業名	認定区分	対象者
教育・保育事業	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園）	1号	3～5歳
	保育認定（認定こども園及び保育園）	2号	3～5歳
	保育認定（認定こども園及び保育園＋地域型保育事業）	3号	0～2歳
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業		0～5歳 1～6年生
	地域子育て支援センター事業		0～2歳
	妊婦健康診査		妊婦
	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業		0歳と その保護者
	子育て短期支援事業		0～18歳
	子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		0～5歳 1～6年生
	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・保育園等での一時預かり		3～5歳 0～5歳児
	延長保育事業		0～5歳
	病児保育事業		0～5歳
	放課後学童クラブ		1～6年生

2 事業ごとの確保の方策

2-1 教育・保育事業

各認定区分の利用定員については、量の見込みに対して十分な量を確保できており、今後も現在の体制を維持できるよう各園の施設整備に対して支援を行います。

また、弾力的に入園できるように、各園への協力を依頼するほか、教育・保育の質を保つために、職員の処遇改善に努めます。

地域型保育事業については、事業者からの申請に基づき設置します。

認可外保育施設は、町又は県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている施設とします。

量の見込み・確保の方策の表の見方

認定区分			1号	2号		3号	
				教育利用	保育利用	1歳・2歳	0歳
量の見込み①			265	285	517	284	71
			550				
確保の方策	保 育 施 設	認定こども園	665		160	77	3
		保育園	—		395	234	81
		幼稚園	105		—	—	—
	保 育 地 域 事 業 型	小規模保育事業	—		—	0	0
		家庭的保育事業	—		—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—		—	0	0
		事業所内保育事業	—		—	0	0
	そ の 他	旧制度の幼稚園	0		—	—	—
		企業主導型保育事業	0		0	0	0
		認可外保育施設	0		0	0	0
確保の方策の合計②			770		555	311	84
過不足②－①			220		38	27	13

認定区分
1号：満3歳以上で教育利用希望
2号：満3歳以上で保育利用希望
3号：満3歳未満で保育利用希望

2号認定を受けられる家庭のなかで、
幼児期の教育の利用希望が強い家庭は「教育利用」、
保育の利用希望が強い家庭は「保育利用」に分類。

利用希望人数（量の見込み）を確保するための施設・事業

教育利用見込み数

左から、
満3歳以上の保育利用見込み数（517人）
1歳・2歳の保育利用見込み数（284人）
0歳の保育利用見込み数（71人）

確保の方策の合計② — 量の見込み①
＋の場合：確保量が満たされている
－の場合：確保量が不足している

①令和2（2020）年度

（単位：人）

認定区分			1号	2号		3号	
				教育利用	保育利用	1歳・2歳	0歳
量の見込み①			265	285	517	284	71
			550				
確保の方策	保教育施設・設	認定こども園	665		160	77	3
		保育園	—		395	234	81
		幼稚園	105		—	—	—
	保地域事業型	小規模保育事業	—		—	0	0
		家庭的保育事業	—		—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—		—	0	0
		事業所内保育事業	—		—	0	0
	その他	旧制度の幼稚園	0		—	—	—
		企業主導型保育事業	0		0	0	0
認可外保育施設		0		0	0	0	
確保の方策の合計②			770		555	311	84
過不足②－①			220		38	27	13

※端数処理により計が合わない部分があります。

②令和3（2021）年度

（単位：人）

認定区分			1号	2号		3号	
				教育利用	保育利用	1歳・2歳	0歳
量の見込み①			260	279	507	283	69
			540				
確保の方策	保教育施設・設	認定こども園	665		160	77	3
		保育園	—		395	234	81
		幼稚園	105		—	—	—
	保地域事業型	小規模保育事業	—		—	0	0
		家庭的保育事業	—		—	0	0
		居宅訪問型保育事業	—		—	0	0
		事業所内保育事業	—		—	0	0
	その他	旧制度の幼稚園	0		—	—	—
		企業主導型保育事業	0		0	0	0
		認可外保育施設	0		0	0	0
確保の方策の合計②			770		555	311	84
過不足②－①			220		38	27	13

※端数処理により計が合わない部分があります。

③令和4（2022）年度

（単位：人）

認定区分			1 号	2 号		3 号	
				教育利用	保育利用	1 歳・2 歳	0 歳
量の見込み①			271	291	529	268	68
			563				
確保の方策	保教育 育施・ 設	認定こども園	665	160	77	3	
		保育園	—	395	234	81	
		幼稚園	105	—	—	—	
	保地 育域 事業	小規模保育事業	—	—	0	0	
		家庭的保育事業	—	—	0	0	
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	
		事業所内保育事業	—	—	0	0	
	その他	旧制度の幼稚園	0	—	—	—	
		企業主導型保育事業	0	0	0	0	
		認可外保育施設	0	0	0	0	
確保の方策の合計②			770	555	311	84	
過不足②－①			207	26	43	16	

※端数処理により計が合わない部分があります。

④令和5（2023）年度

（単位：人）

認定区分			1号	2号		3号	
				教育利用	保育利用	1歳・2歳	0歳
量の見込み①			265	284	515	261	66
			548				
確保の方策	保教育施・設	認定こども園	665	160	77	3	
		保育園	—	395	234	81	
		幼稚園	105	—	—	—	
	保地域事業	小規模保育事業	—	—	0	0	
		家庭的保育事業	—	—	0	0	
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	
		事業所内保育事業	—	—	0	0	
	その他	旧制度の幼稚園	0	—	—	—	
		企業主導型保育事業	0	0	0	0	
		認可外保育施設	0	0	0	0	
確保の方策の合計②			770	555	311	84	
過不足②－①			222	40	50	18	

※端数処理により計が合わない部分があります。

⑤令和6（2024）年度

（単位：人）

認定区分			1号	2号		3号	
				教育利用	保育利用	1歳・2歳	0歳
量の見込み①			262	281	509	257	65
			542				
確保の方策	保教育施・設	認定こども園	665	160	77	3	
		保育園	—	395	234	81	
		幼稚園	105	—	—	—	
	保地育域事業型	小規模保育事業	—	—	0	0	
		家庭的保育事業	—	—	0	0	
		居宅訪問型保育事業	—	—	0	0	
		事業所内保育事業	—	—	0	0	
	その他	旧制度の幼稚園	0	—	—	—	
		企業主導型保育事業	0	0	0	0	
認可外保育施設		0	0	0	0		
確保の方策の合計②			770	555	311	84	
過不足②－①			228	46	54	19	

※端数処理により計が合わない部分があります。

2-2 地域子ども・子育て支援事業

※表中「量の見込み」と「確保の方策」内の（延べ）は、各年度ごとの延べ数を表しています。

（１）利用者支援事業

大泉町子育て世代包括支援センターを設置し、健康づくり課とこども課の窓口でも、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を引き続き実施します。

（単位：か所）

	令和２年度 (2020)	令和３年度 (2021)	令和４年度 (2022)	令和５年度 (2023)	令和６年度 (2024)
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保の方策	大泉町子育て世代包括支援センターで実施				

（２）地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センター２か所で実施し、利用者の増加を図るため、積極的に広報活動を行います。

現在児童館で行っている「親子教室」や「赤ちゃん広場」等の事業も引き続き実施していきます。

（単位：人、か所）

	令和２年度 (2020)	令和３年度 (2021)	令和４年度 (2022)	令和５年度 (2023)	令和６年度 (2024)
量の見込み（延べ）	19,355	19,094	18,312	17,883	17,511
確保の方策（か所）	2	2	2	2	2

（３）妊婦健康診査

国が定める基本的な妊婦健康診査項目を全国医療機関・助産所で通年実施します。

（単位：件、回）

		令和２年度 (2020)	令和３年度 (2021)	令和４年度 (2022)	令和５年度 (2023)	令和６年度 (2024)
量の見込み	受診票交付数	363	352	341	330	320
	健康診査回数	4,573	4,435	4,296	4,158	4,032
確保の方策		国が定める基本的な妊婦健康診査項目を全国医療機関・助産所で通年実施				

※受診票（母子健康手帳）、健康診査回数（受診者数×受診回数）

(4) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業

育児不安の解消や安定した児童の養育を目的とした、保健師等の訪問指導を実施し、養育支援訪問事業の代替事業として運用していきます。

また、大泉町ファミリー・サポート・センターで実施している「ママヘルプ事業」等を活用しながら、育児援助を行っていきます。

(単位：件)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み(延べ)	342	331	321	311	301
確保の方策	保健師等による訪問を実施				

(5) 子育て短期支援事業

他市町村で実施している施設に委託する形で本事業を実施するとともに、本町での実施が可能な検討していきます。

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み(延べ)	4	4	4	4	4
確保の方策	他市町村への委託で実施				

(6) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

おねがい会員、まかせて会員の登録がさらに増加するよう、積極的に広報活動を行います。また、多様な子育てニーズに柔軟に対応できるよう、まかせて会員への研修内容を充実し、活動の幅を広げます。

(単位：回)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み(延べ)	2,944	3,032	3,122	3,215	3,311
確保の方策(延べ)	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500

(7) 一時預かり事業

町内の認定こども園、幼稚園で在園児を対象として預かり保育を実施します。また、私立保育園3園で一時預かりを実施します。

(単位：人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の 見込み (延べ)	幼稚園等による 預かり保育	9,994	9,949	9,953	9,885	9,843
	保育園による 一時預かり	653	653	653	653	653
確保の 方策 (延べ)	幼稚園等による 預かり保育	10,920	10,920	10,920	10,920	10,920
	保育園による 一時預かり	660	660	660	660	660

(8) 延長保育事業

認定こども園、保育園で、保護者の就労形態の多様化、利用実績を踏まえて実施します。

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み	99	97	97	95	94
確保の方策	100	100	100	100	100

(9) 病児保育事業

体調不良型を町内3か所の保育園・認定こども園で実施します。

(単位：人)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み(延べ)	420	428	436	444	452
確保の方策(延べ)	640	640	640	640	640

(10) 放課後学童クラブ

町内9か所で実施します。令和2年度に放課後学童クラブの開所時間を延長します。

(単位：人)

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
量の見込み		594	605	617	629	635
確保の方策	1年生	165	171	163	173	171
	2年生	146	153	169	166	169
	3年生	130	129	133	135	134
	4年生	85	86	85	88	92
	5年生	45	47	47	46	50
	6年生	26	24	24	24	24
	計	597	610	621	632	640

※最終的に追加

資料編

- 1 大泉町子ども・子育て会議条例
- 2 大泉町子ども・子育て会議委員名簿
- 3 計画策定経緯
- 4 用語集

